

監獄雜誌

第六卷第拾貳號

目 録

● 論說……………(一頁)

● 看守教養に就て(承前) 藤原 謙生

● 司獄官吏の決心如何 譯者

● 犯罪に對する作戰計畫 十頁

● 第六卷第十一號賴珍漢の一間に答ふ 天深 外

● 發眼主人に答ふ 信濃 外

● 外十數件 十九頁

● 雜錄……………(十九頁)

● 戰後工業 在大坂

● 海軍布教使田邊秀君の殉死 在靜岡

● 警部看守長津路加説に就て 原平 洋々

● 遺棄囚人に就て予の見る所 原嘉兵衛

● 海外通信……………(二十四頁)

● 巴黎萬國監獄大會につきて 在米國昆加留土監獄 齋藤 夫

● 米國監獄大會議 齋藤 夫

● 教誨……………(二十九頁)

● 囚人感化の實蹟を求む 東京 原 胤 附

● 雜報……………(三十一頁)

● 慈善設の支辨……………(三十一頁)

● 教誨師に無責任者を容るべからず……………(三十一頁)

● 外十數件……………(三十一頁)

● 寄書……………(三十五頁)

● 前北海道教誨師……………(三十五頁)

● 外數十件……………(三十五頁)

● 歐米監獄要録……………(五十二頁)

● 久米内務參事官へ通信……………(五十二頁)

● 小林、櫻井兩典獄へ通信……………(五十二頁)

警察監獄學會發兌

● 會 告

前號ニ於テ御請求申上候本號迄ノ雜誌代金及監獄
 學十二月分ノ月賦金今日迄御拂込無之向有之年末
 精算上甚差支居候間本月三十一日迄ニ於テ一日モ
 速ニ全額御送金相成候様御盡力被下度再應御請求
 申上候也

明治廿八年十二月

警察監獄學會

御講讀員

會計部

集金御主任官各位

○ 廣 告

今般東京に支部を置き事務を取扱候間一切の事項左の所に宛て
 御通信被可下候
 東京赤阪區青山南町六丁目百三十九番地
 獄事叢書教誨叢書等に係る金券爲替は青山郵便局に宛て御振
 込可被下候

北海 同 情 會

監獄雜誌第六卷第拾貳號

論 說

●看守教養に就て

(承前)

身に洋服を纏ひ頭に高帽を頂き官署に出務する者は等外吏たると將た雇吏たるとを問はず之を稱して官員と云ひ而して看守の如く制服を着け制帽を冠する者は之を呼て卑吏獄卒と云ふ時代は既に過ぎ去りたるにも拘はらず尙は此の忌ましき語辭俗物者流の口に出することあるは暫らく恕すへくも若し當局上斑たる者にして自ら斯かる冷言を發し爲めに世俗の蔑視を招くの嫌あるをも恬として顧みずと云ふを耳にするに至ては實に長大息のかぎりなりとす、是れ畢竟未だ看守の任務に重望を屬せざる所以ならん乎をれ人必ず自ら慢して而して後ち他人の慢を招くべし

凡そ基礎確乎たらざれば進歩の事得て期すべからず根柢不拔ならざれば改善の良果得て望むべからず例へ指揮命令は其嚴密を盡し分課分掌其配置を充たすと雖も是に依て事務振作し得べしと憶測するは抑も未だり建築營造其宜しきに適ひ隔離分禁其圖に當ると雖も是に依て懲忿發揚し得べしとするも亦枝葉なり興廢振否に關しては別に大に原因するものありて存するなり而て其は常に外面的直接視聽に切迫せざるを以て却て是を等閑に附し去らんとする傾きなきにあらざるの太甚しき乎

蓋し人才登用の事たる由來至難の業に屬し之に與ふるに多幣を以てし之を待つに厚遇を以てするも尙且つ收容に苦むは古今其感を一にす況んや冷遇薄俸を以て其人を迎んとするに於ておや然れども人才必ず始めより人才たるにあらす之を用ひ之を習はし之を薰陶し之を鼓舞し依て以て膽力愈々強く志氣彌々振ひ腦智益々加はり才覺陪々長し技に始て有爲の堪能者となるへき順序なるに依り徒らに試験にのみ是れ拘泥するは人才登用の道にあらざるへし或論者は看守其人を得んと欲せば須らく試験科目を高等に進め益々施行せよと是れ豈敬服の論ならんや假令如何なる方法を以てするも試験は固より其人品を通觀し得べきものにあらず僅かに學力一斑を窺ふに過ぎざるのみ。唯た採用後の教養に深く留意せば即ち可なり望むらくは教習中の看守は之を定員外となし且つ其期限を延長せんとを然りと雖も經濟の點に於て許し難き事情ありとせば是亦觀念するの外なきなり然しなから此二ヶ月の教習は決て獄務の細大を練習せしむるに足らざること勿論僅かに概要を講授せんと欲するも猶且困難の憾なき能はず安んぞ他の方法を求めずして可ならん乎是れ實に焦眉の急務に屬するものとす

熟々看守訓授の現況に就て觀察するに毎日勤務交代の機會に於て看守長は懲篤教訓し至誠餘すところなきに似たれども這は唯た一部に偏する嫌ひなき歟看守の職務は實に監獄の万腦に通じ特に精神的周到ならざるべからず故に平素の薰陶各々其専門家をして焦思配慮周ねく本分の奧義を傳授せしむる事に用意あるを要す卑見に依れば斯かる多技に渉る事柄は單に看守長のみ委せず宜しく典獄自らも師範者となり書記監獄醫教誨師授業手等も其主管事務に關しては指導者となるべしこの訓授時間も甲乙交代時間而已にて足れりとせず平常全体の看守に關する交渉的若くは會議的講坐を設け公務の餘閑頻時開張するを最良とす若しそれ法律規則の研究及道義德育の講修の如きに至りては尙は裁判官哲學家等を聘したらんには其裨益する所豈管看守而已ならん乎此の如くして怠らざること源泉涸々として進行するに於ては改善の効果期月を俟たずして完成を收むべしと信して疑はざるところなり當局諸君以て如何とするか

獄務諸般の執行に最接機關たる看守にして表面的規定法則に背反せざるの範圍に於て能ふ限りの勞逸を尙み忠誠官に盡すの氣概なく切實職に斃るゝの精神なく唯々諾々として上司の歎心を是れ務め鼠々縮々として叱責懲罰を是れ恐るゝ如き者のみ多からば之を動かすに如何なる指揮命令を以てするも到底其功を擧げ績を收むこと望むべからず皮相虚飾的の臭風愈々浸浸し醜俗牢として抜くべからざるに至れば藥の投すべきかく策の用ふべきなし是に至て監獄は犯罪學校あり惡徒養成場なりとの批評を辞する能はず實に恐れて警誠を要すべきなり看守教養の事に就き偶々感ずる所あり記して當局者の參考に供せんと爾云 (完)

●司獄官吏の決心如何

藤 原 生

監獄の整否は其國文明の消長を窺ふに足ると、我邦の如きは近く數年前より斯業に注目し着々進取の方針を採て其改良を促進せんことを努めたるより頗に其面目を一新し今や他の開明諸國と輪廓を試みんとするに汲々たり、然り、晩近監獄改善の聲は、噴々として甚た高し然れども、此聲や曾に少數獄事家の口より出て、未だ國民多數の口より出て、蓋し監獄のこと、世人の未だ之を熟知せざるに坐する而已、彼の獄壁は社會

より、囚人を隔て得るが如くに、亦社會の注意をも遮断するに足るとは實に、仍ほ今日の有様なり、豈に痛嘆に堪ゆへけんや、

然らば此境遇をして能く世人に熟知せしめんには如何なる方法に依るべきか曰く獄吏の撰擇曰く監獄費の國庫支辨是れなり而して二者の關係や極めて重且つ密なり

抑も監獄とは徒らに罪囚を拘禁し威嚇以て之を凌辱し虐遇以て之れを苦役するの謂に非ず、其既發の犯罪は之を懲懲感化し人性本善の徳を挽回し再び社會の良民に歸せしめ其未發の罪惡は國家法犯の嚴肅にして侵すべからざるを悟らしめ以て之を防禦するにあり所謂威嚴之中有仁愛とは實に之れ監獄の真相にして亦司獄の要訣なり、去れば職司獄にあるものは須らく躬行實踐拳手投足の間も苟且に附することなく罪囚を感化陶冶し紀律は毫も假借することなく公明正肅事に當るに非ざれば争か監獄の目的を貫徹し國家の秩序を維持し社會共通の目的を成達するを得んや而して撰擇の任は一に典獄諸氏に在り、唯憂ふ上に明君ありと雖も下に奸姦邪佞の徒多ければ國忽ち乱る然りと雖ども奸佞の徒は常に權門に媚ひ阿佞諂諛以て外飾を事とするものなれば容易に之を看破する能はず、百草軟風煽々たるのときは少しも其剛柔を辨せず、疾風吹て勁草顯はれ、國乱れて忠臣出つ胸に忠誠の氣充ち腹に慷慨の熱血溢るゝも若し之をして太平無事の世に在らしめば恰かも日中に提燈を用ゆるが如し、又た如何なる良制度も之を運用するの局に當るものにして其人を得ざるときは終に其効を完ふす可能はず、漁夫あつて網其使用を得活用者有て法始めて其効を致す當局者豈透察の明なくして可ならんや、試みに既往三四年前を追想せば監獄は宛も犯罪練習の一大公塲たるの觀あり其司獄の方法に於ても封建的遺風を洗脱せず遇囚上の紀律も區々にして明確ならず從て弊害百出實に言ふに忍びざる者ありき之れ識者の慨嘆する所にして輿論の未だ獄事を是認せざる所以なり、宜なる哉政府は夙に茲に目する所ありて爾來陰に陽に若々獄吏の登用法を定め大に基礎を鞏固にしたり

是より先き又政府は之が改良に汲々として先づ監獄則を改正し可成的治獄の畫一を圖り師を獨乙に聘して司獄の模範を示し全然改良の實行を期して監獄費國庫支辨案を提出し大に輿論の贊同を求めたるも時未だ熟せざりしか不幸にも衆議院の否決する所となり繼て日清交戦の事起り爾后支辨論は全く地を拂ふて跡を留めざるに至る、大勢の趨く所亦是非なしと雖も其始めに囂々たるものも今や全く口を閉ちて復た復活せしむるの勇氣なきは近ごろ獄事の一大愁事ならずや

余輩は監獄費の國庫支辨に屬すへきは獨り其性質上然る而已ならず罪囚の費用を以て之を捕へたる地方の負擔となすは國家經濟の點に於て大に其不條理なるを信す誠に監獄の改良は目下の最急要務たるにも拘はらず無謀にも議會が之を否決したるは蓋し感情的反對の結果なるか否々議會が監獄に對する政府の經營を否決したる所以のものは正に監獄の信用薄弱にして未だ以て其實力を表明して民心を啓發するに足らざるに因るものなり

夫れ當路者が一日も早く監獄費の國庫支辨を希望しつゝあるとは曩日の喧聲今尙ほ吾人の耳朶を離れざるに依りて明かなり、滿天下の獄事家諸氏、速に國庫費支辨の望を達せんと欲せば宜しく監獄の實力を表明すべし、監獄の實力を表明せんと欲せば宜しく在來の監獄を利用して可成的改良の方法に則り遇囚上研究

琢磨益々發明を凝らし以て監獄の目的を貫徹すべし、而して監獄の目的を達せんと欲せば偏へに獄吏の操擇に在り、果して然らば改良の時機は招かすして來り社會の信用は求めずして附從すべきなり
嗚呼監獄費論は永く匣底に埋没せらるゝものに非ず政府假令之を提出せざるも監獄にして能く輿論を振作するの實力を有せば誰か之れを黙々に附せんや余輩は實に監獄の實力社會民心に表明せられざるを憂ふ、余輩は議會の否決を咎めず監獄の信用未だ民心に普及せざるを怨む、敢て問ふ、司獄當局者の決心果して如何矣

●左の一編は故バルウキクペーカー氏が嘗て社會學會の席上に於て朗讀せるものに係る、蓋し如何にして犯罪を減少すべきか、其の防制策如何はペーカー氏が畢生の大事業の一として講究せる問題にして氏は實に幼年者と丁年者にと就き各其の罪犯を減少する所以の道を講し、而して其道とは立法の制定と監獄當局者の技倆とに頼るの外なきを信じ、只管同業者に勵獎するに協同、以て斯の事に従ふべきを以てし、且つ同業者を教養して苟くも斯の事に聯關せる諸般の事項に通曉せしめ、凡そ過去の犯罪者を過せんには未來の犯罪を防制するに足るの方法を以てせざるべからざる所以を指示せん事を力めたり

蓋し犯罪は心理的作用に起因するものにて即ち一種の疾病に外ならず、是を以て凡そ犯罪者を所遇せんには獨り犯罪者一人而已を以て責任者と爲すべからざるなり、蓋し疾病は其の種類の何たるを問はず之を治療せんには一に學理的原則に基づき、個人を目的とせんよりは寧ろ疾病其の物を攻むるを専らとせざるべからず、犯罪に於けるも亦斯の如し、是れ吾人の第一に心掛くべきの要義なり、亦吾人の犯罪に對するや、猶は敵に敵陣に望むが如くなるべし、即ち吾人が犯罪を敵とし之と戰鬥せんとは我が軍隊は整々堂々以て必勝を期するの配備と紀律とを存せざるべからず、是れ吾人が第二に心掛くべきの要義なり、今ペーカー氏が如何に重きを此の二要義に措けるやは讀者請ふ本編記述する所に就て之れを知れ

譯 者 誌

●犯罪に對する作戰計畫

幼年犯罪者の處遇方に關し、輒近一般に採用せらるゝに至れる感化場と稱する一新制度は之れを要するに能く其効を奏せり是を以て此の新制度は之を稍々高年なる者に適用せば亦能く同一の効果を生ずるとなるべきか、少くとも之れを實地に施して其の成績如何を試むるの得策たるは獨り予一人のみならず他の同感者の希望して已まざる所ならん

今や本會の本部は凡そ成年犯罪者は其の已決殖民地に在ると已決監獄の感化場に在るとを問はず、之を遇するの道如何と云ふの問目を掲げ來りて以て本會研究事業の一とせり、是を以て吾人は(第一)近時幼年犯罪者の著しく減少したるは果して何等の手段を以てせるに因るか(第二)將た此の手段を以て之れを成年犯罪者に適用して同一の効果を收めんには果して何つれの方法に依るべきやを講究するは極めて重要なる事

項に屬す、而かも其の錯交たる周到緻密を要する亦論なき而已
予は茲に第一に告白すべきの一事あり、他なし、此の新制度の冠する稱謂の妥當を缺ぐこと之れなり、惟
ふに一般世人の事物を判断するや、實を以てせずして名を以てす、是を以て斯道に従事し他人の目して以
て通達之士となす者と雖ども若し人あり、之れに新制度の本旨如何を問はゞ少くとも其の半數は左の如き
粗笨なる回答を爲すべしと信ず、是れ名目に誤導せられ爲めに岐路に彷徨ひ正路を得ざるの失に外ならず曰
く輓近奏効の著明なる新制度とは之を要するに不肖の少年を捕へて之を或る紀律の下に措くときは自然に
感善其化し了するの謂に外ならずと、然るに其實は大に之に反し唯惡化せんとするの虞ある少年を捕ふる
を以て制度の要となし、而して之を其化せんには一人は一人よりし、以て漸次に罪惡を此世より漸滅せし
むるを期するものとす、即ち此の制度の一半は保養院を造りて之れに健康人を收容し、以て病患に陥るこ
となからしめんとするの計畫に似、而して他の一半は戎衣を解き兵器を撤し徒手單身以て我が兵をして敵
を捉へ其の手を縛し血を流さず生を戕ふことなくして勝敗を決せんとするの義圖に均しと云ふも不可なし
然るに世人の多くは尙は疑を其の間に措き將さに云はんとす曰く「若し夫れ感化場の制置にして果して能
く實際に奏效したりとせば其の一人一人に及ばず影響、能く之を其化せしむるに非らずんば焉ぞ茲に至る
を得ん、唯夫れ一人一人を感化するの力あり之を以て感化場は能く其の效を奏せり」と夫れ然り、故を以
て吾人は益々吾人の考察を周密にし以て眞個に成敗の源因は何つれに在りや、若し又此法を以て之を他の
成年者に施すも同一の成績を視ることを希望し得べきや否やを査察せざるべからず

吾人の責務は獨り個人を以て目的とし之れを感化せしむるに止むべからざるなり、是れ予か平素より確信
する所なり但し斯く云ふと雖ども予は決して個人を感化するの事業を以て卑陋となし又は之れを度外に措
かんと欲するにはあらず、否な此の業務は實に吾人の一大要務たるを確信す、然れども吾人の責務は獨り
之に局限せず更に廣大に且つ高尚なるものあるを信するなり實に吾人の責務は犯罪と戰鬥するに在り、實
に吾人の責務は彼の世人を驅りて以て罪惡に陥るゝの諸種の誘惑原因を裁定し以て、一般犯罪の減少を期す
るに在り

然らば其の作戰計畫は如何にすべき、又た世の戰鬥は如何にして罪業根絶の戰鬥たらしむべき、惟ふに各
人を目的とせる個々分離の行動の如きは此の戰鬥には敢て其の用なからん必ずや一定確立の制法により各
部をして恰當の動作ある者ならざるべからず乃ち吾人の期する所は應に左の三者ならざるべからず(第
一)清淨無垢の者に對する誘惑原因をして可成減少せしむること(第二)罪犯には之を醫治するに恰當なる
種類と程度の刑を加ふること(第三)罪犯にして社會に復歸するるとき殊に其の初めに當り再び罪惡に回歸す
るの誘惑源因をして可成少なからしむることに注意すること是なり

(未完)



問答

●第六卷第十一號頓珍漢の質疑第一問に答ふ
在演 天 外 生

余は本問の如く數刑執行の場合に於ては獄則懲罰を繼續執行すべからざるものなることを確信するものなり元來懲罰は刑罰執行權に對し妨害を加ふる者に科する處の者にして已に主たり本たる刑罰にして滅亡するに當ては豈に獨り従たり未たる懲罰のみ存在するの理あらんや之れ實に瞭々乎として明鏡も管をあらざるべし然れども人或は曰はん懲罰は獄紀を維持し獄安を保全せしむるにあるものなれば前刑已に放免せらるゝと雖も後刑にして繼續執行すへき以上は又獄則懲罰をして繼續執行するも敢て害なきのみならず治獄上必要欠くべからざるなり否らざれば何を以てか懲罰の効果を實收するを得んやと之れ實に盲説たらざるを免れざるべし従たる懲罰の餘力をして主たる刑罰（即前刑）以外に及ぼさしめんとするは恰も再入再犯者に對し汝曾て受刑中殘懲罰あることを知るへし故に今之を執行すへしと謂ふに等しからん

借問す本囚をして若しも自分は前刑執行中に係る犯則あるを知るも本刑（即後刑）に對しては未だ犯則あるを知らずと答ふるならしめば何の辞を以て之に答へんとする乎豈に失當たらざるなきを得んや故に余は斯る場合に於ては懲罰をして繼續執行すへからざるものなりと謂ふ所以なり

●同第二問に答ふ
在演 天 外 生

本問は監獄則第七條の解釋論たるに外ならざるもの如し而して本問を決するには乳兒にして間食を爲し能ふ程度に達するときは最早慈母の乳養を俟たずして十全に生育し得るや否やを研究せば自ら氷解するならんと思料す之れ乳養に頼らずして生育し能ふときは明文上母側に侍せしむる能はざるを知ればなり余は未だ醫學の何物たるやを知悉せずと雖も乳兒にして單に間食物を欲したりとて直に以て乳養に頼らずして生育十分なりと斷定するを得ざるのみならず天然の健康を保有せしむるの難きを信するものなり故に本條は可及的之を廣義に解釋し玩弄物は勿論間食物の差入購求たりとも其情願に對し許可するの正當にして敢て背法にあらざるを疑はず小河岳洋

曾て某氏に語て曰く典獄にして事未だ此に出でざるものは乳兒處偶上保護の周到を欠げりとて大に痛嘆せられしと聞く同氏の感亦余輩の説に異らず問者以て責する處ありや否や

●同第三問に答ふ
在演 天 外 生

問者の謂ふ如く胡坐投足は表面上如何にも監獄則の主旨に背反する如く見ゆれども彼れ外國人の如きは習慣上正坐すること能はざる者なれば之れ其意にあらざるの行爲たりと認めざるを得ず況んや監獄則は敢て難きを人に責むるの精神にあらざるに於ておや故に余は之れ賞表授與の妨礙にあらざるものあることを信するあり

●廢眠主人に答ふ 其一
信濃 溪 洲

囚徒逃走罪に付て再犯を以て論せざるは如何なる理由ある乎と問はる囚徒逃走罪は總て再犯を以て論せざるにあらず刑期限内再び逃走せば再犯を以て論するなり其初回の逃走に限り再犯を以て論せざるは敢て深き理由のあるにあらずるへし抑も人は各其自由

を欲するものあり況んや始終檢束を受くる囚人に於てをや一朝誤て犯罪の爲め刑を受け拘禁の身となるや其不自由其苦痛察するに餘りあり於是其拘束を脱せんを欲する人性の然らしむる所偶々間隙ありて逃走す深く咎むるに足らざるなり否却て憐むべきものあり於是か其情性止むべからざるを斟酌寛容して再犯加重せざるならん

●全 其二 全

被告人の精神錯乱は公訴權の執行を停止すべきものなる乎と問はる本問の如き場合には勢ひ停止せざるべからず刑事訴訟法第百八十三條を熟讀熟考せば自ら氷解すべし

●淵月庵主人に答ふ 其一
全

被害者の許諾は犯罪の構成に影響を及すべき場合ありやと問はる吾現行刑法に於ては斯る場合あるを發見せず從て其場合及び理由を述ぶるに由なし乍然他の單行法律規則に於て斯る場合あれば幸に明示を乞はんと欲するあり

●全 其二 全

擅に人を制縛し水火震災の際其制縛を解くを怠り因て死傷に至らしめしものゝ所分は刑法第三百二十五條に擬し所分する當然なり本問と刑法第三百二十五條と對照し其制縛と監禁と文字上聊か差異ありと雖も其旨主に至ては全一あり

●和山生に答ふ其一

全

本問の場合に於て自己受持に係る囚人の警護に差支へざる限りは職掌上并に全僚相互の職務柄として可及丈の手配并に助力を爲すを可とす敢て疑義として問はるゝにも及ばざるへし

●全 其二 全

問題の如き惡漢無頼の徒に對しては處遇上一定の明案なし然りと雖ども惡に強きものは善にも強しとやら如斯もの一朝驕然心を改むれば善人となるとあり之れ等は先以て靜寂なる離隔の監房に獨居せしめ典獄教誨師は時々訪問し懇篤なる説諭を加へ慈愛なる教誨を施しなば發狂にあらざる限りは漸次鎮穩に歸還すべし必竟是等は典獄監獄の措置其宜しきを得は取て處遇に苦む如きとなかるべし

●東海逸史に答ふ其一

全

懲罰執行中の囚人に入浴を禁すへしとは昨今監獄社會の定論あるものゝ如し然りと雖ども屏禁に至つては少しく考慮せざるべからず其長期二ヶ月間入浴せざるに於ては衛生上有害なるべし故に減食暗室二罰に至つては斷然入浴を許すべし獨り屏禁に至つては監獄構造の模様により他囚と相接し相通聲し得ざらしむる尤も靜寂の方法を以て入浴せしめなば懲罰の効力を薄らく虞なきのみならず衛生上宜しきに適するからん

●全 其二 全

賞表四個を有する囚人犯則し減食に處せられ賞表二個剝奪せられ該懲罰執行の食量米麥其割合に付き自問自答せらる本問は散史自答の如く賞表二個を有する囚人なれば假令懲罰執行に係ると雖ども米麥五分の割合を以て給する方至當なり
第二段の教誨施行の大目的は改過遷善に趣かしひるにあるや明ならん此大目的を措て他に求むる所なかるべしと信す

●愛媛散史に一言を呈す

同

本誌六卷五號に孤立居士より質義を發せらる予無學無識敢て問者の意を滿す能はざるのみならず識者の笑を受くるをも不顧所思を述へたり然るに孤立居士の意見と反對したる爲碌々生等より病く反撃を受けたり予にして神經家かれは直ちに又反駁を試るなるべし然しながら予や意見に二つなし一旦抱懷する所を表したる以上は徒に反對説の爲めに所論を變ずる能はず又自説を棄て降伏する價值ある反對説あらざるなり強て反駁せんう前説を再演するに過ぎず然るに愛媛散史あり予の黙過するを憤慨せられ幸いに予と同感なるの故を以て尙は一層詳密明晰に論盡せられたり爲めに予の論旨一層の價值を添ふるに至れり一言を呈して同散史に謝す

●淵月庵主人の質疑に對する天外生の解答を讀む

在大阪 洋々 散士

淵月庵主人は被害者の許諾の犯罪の構成に影響を及ぼすべし場合ありや若しありとすれば其の場合及理

由如何との質疑を本誌第六卷第十號に掲げられたり本問は本年辨護士試験の刑法問題として提出せられたるものと殆ど同一なり然るに次號に就て天外生なるもの之が解答を試みられたり散士此の解答を一讀して其の説の奇なるに一驚を喫したり依て茲に之を反撃して散士の説を述べんと欲す天外生は被害者の許諾が犯罪構成に影響を及ぼす可き場合として刑法及特別法中に於ける親告罪の場合十四個を列挙して(前號参照)其の理由に曰く此の種の犯罪に就ては法律規則に特例を設け被害者の告訴あるに非れば其の罪を論せざるものと定めたり故に被害者の告訴の犯罪構成の必要條件にして被害者の意志如何によりて之を生死せしむることを得るなり之れ其の許諾は犯罪の構成に影響を及ぼすものなり云云と是れ大に誤りたるの説なり何となれば天外生は告訴を以て犯罪構成の必要條件とせられたり散士今爰に親告罪中の有夫姦罪に就て之を論せんに犯罪構成の必要條件なるものは加害者の意思と行爲と相聯絡して且つ其の罪犯となる可き行爲に就て條件を定むるものにして其の行爲(實通の事)以後の被害者の告訴が犯罪の要素となるものにあらず若し告訴を以て犯罪の要素とせ

問 答

は奇怪なる結果を生ず其の結果とは姦通事實のみにては犯罪成立せざるを以て被害者が告訴を爲すに至る迄は凡ての親告罪は未遂の途中にありと云はざるを得ず加之ならず告訴を以て犯罪構成の要素とせば被害者の行爲(告訴の行爲を云ふ)加害者の行爲と相俟て始めて親告罪を構成するに至る果して然りとせば凡ての親告罪は繼續犯にして被害者も亦犯罪の一部分を爲すものと云はざるを得ざるに至る豈奇怪の説と云はざるを得んや

以上の理由に依り告訴の決して犯罪の必要條件にあらざるや明なり法律が告訴なければ其の罪を論せざる所以のものは人の秘密を公にするときは却て社會の安寧秩序を害するの恐れあるを以て告訴を要するものとせり故に法律に於て被害者の告訴あるにあらざれば其の罪を論せずとありて其の罪を刑法上に罰せざるに止まるのみなり故に罪の存在することは法律は明に之を認めたり換言すれば被害者の告訴は公訴提起の必要條件とはなれども犯罪構成の必要條件とはならずるあり是より散士は被害者の許諾が如何なる場合に犯罪構成に影響を及ぼす可きやを論ずるに先ちて被害者の許諾の犯罪事實(犯罪事實と云へば多量の證據はあれども)

め自殺補助罪の如き輕罪を構成するに過ぎず要するに許諾とは被害者と加害者との意思の合意なり然れども民法に云ふ處の合意とは同一にあらず而して斯の如き場合は何故に許諾が犯罪に影響を及ぼすやと云ふに第一第二の場合には一個人及社會を害すること無く第三の如き場合は一個人及社會を害するの程度少きを以てならんと思ふ

附り本文に云ふ處の犯罪事實と云ふは刑法上罰すべき犯罪事實と云ふにあらずして或る行爲を爲せし事實を云ふ

●廢眠君か囚徒逃走罪に付て再犯を以て論せざるは如何なる理由なるやの疑問に答ふ

空知 寒 獄 生

廢眠主人能く大家の學説を知るの人且つ有識豐富なるの人なるを特に事新らしく此疑問を第六卷第十號監獄雜誌に擔き出さるもの蓋し故ある可し囚徒か間隙を得て逃走するに檢束テウ痛苦に堪へずして犯す處の罪に過ぎず聊か他害の意なく殆んど自害の決心に成立するものと云ふも可なり現行刑法の懈怠云々を以て其看守者の罪を問ひ以て社會に倍償せしむ

問 答

十四

前の許諾あるや將た犯罪事實後の許諾なるやと云ふに一見するときは被害者であるを以て犯罪事實前には被害者なるものなきを以て犯罪事實後の許諾なるが如く見ゆれども問題に犯罪の構成云云もあるを以て犯罪事實後より觀察せしを以て被害者と云ひしに外ならず果して然りとせば犯罪事實前の許諾なること明かり然らば如何なる場合に其の許諾が犯罪構成に影響を及ぼすやと云ふに左の場合ならんと思ふ

一、有夫姦に於て其の姦通事實の前に本夫が許諾して姦夫姦婦に對して姦通を縱容せしとき

二、窃盜罪に於て被害者が豫め加害者に向て予の物品を窃取するも可なりとて許諾したるとき

三、自殺補助罪に於て被害者が殺害せらるること許諾し居りたる如き

右第一の場合にては姦通の事實あるも本夫の許諾ありし爲め姦通罪は構成せず第二の場合に於ても窃盜罪は構成せず何となれば窃取するも可なりとて許諾を與しは換言すれば贈與すると云ふも可なり第三の場合に於て若し被害者が殺害せらるることを許諾し居らざるときは殺人罪を構成するも其の許諾ありした

るものは果して何の意ぞ逃走テウ囚人一個の犯罪あらはるゝと共に看守者の犯罪も成立するにあらずや若しも囚徒の逃走罪をして再犯を以て論ずるものとせば罪の一人に歸すの法の原則に背くものなるを廢眠主人首肯するや否や

●淵月庵主人公の擅に人を制縛し水火震災の際其制縛を解くを怠り因て死傷に至らしめし者の處分如何の問題に答ふ

空地 監 獄 生

監禁制縛罪の成立は殺意を存せず然れども罪は其所爲の結果を問ふものなるか故に擅に人を制縛して非常變に際し其制縛を解かず因て死傷に至らしめたる如きは云はゞ生命を害するの意思の結果と云ふも至當ならずや要之に擅に人を制縛したると云ふ點は人を殺すの豫備の所爲と見る可く其解説を怠り以て致命に至らしめたるは全く其目的を遂けたるものと云ふへし依て予は其罪謀殺を以て論ず可きものと信す

●和山君の第一問題は會て法律雜誌に研究したる事あるを以て措らく學者新規の處論を

十五

窺ふ可し第二問の再犯加罰内の日夜發聲他
房に妨害を與へ以て得意とするものを遇す
るの方法と云ふに付き聊か予か實見する處
を述べんとするあり

空知 寒 獄 生

總して監獄内囚人相互の雜話通聲を防遏する方法
を議するは此不完全なる雜居的監房制に對しては容
易に出來ざる事と云ふ可し然れども一囚人の兇意を
逞ふし處罰尙は其効驗なきものに對して分房拘禁も
暗室も屏禁も殆んど無駄なる事を實際に腫見せりけ
れども流石惡漢と呼ばるる罪囚と雖ども亦我折の時
なきにあらざる殊に即効あるは嚴正なる戒護官吏の面
前に直立不動の姿勢を以て立たしむるときは僅々二
三時間にして其發聲を止むるを得可し尙は一步速か
なるは搾衣テウ革胴を着せしめ四肢を自由からしめ
す無聊の一房に放遺し置くの所遇是なり該具を施す
ものハ体罰を加ふるの嫌あるも實際左にあらざる時
見る内地の監獄にある鐵穴四圍柵壁物寂しき徒の暗
瞻たる三尺牢に屏禁せらるるの慘酷なるあるに優る
數等完全なる搾衣を着けたるか爲めに血管を抑へす
循環を妨げす新餘の空氣清涼の風を吸ひなから尙ほ

も熊の如き狼の如き危險なる惡漢に對しソウ理窟攻
めに及ばざる可し實地或場合の制御方法として斯す
るものぞの嚴意を示すとせば何の差支あるを見ず
要之に予は單に隣房通聲の輕きものには監房疏隔の
場所を撰み看守の面前に直立不動の姿勢を執らしめ
尙ほ兇行を逞ふせんと欲するものには彼搾衣を着け
不行矯正の鞭達即ち意責を加ふる事主一の方法なり
と信するなり

●質疑

横濱 頼 珍 漢

一 巡查看守給與の物件(被服屬具類)を其保存期限内
に於て賣却其他の方法を以て自己の用に費消した
る時は刑法上の責任如何

(参考)本問題に對し予輩は左の二説を持つ其何れ
か當何れか否なるかを決するに迷へり記して大方
諸君の高教を乞ふ

第一説 委托物費消罪を以て斷す可し(刑法第三
百九十五條)

理由 本案は官吏竊かに自己の監守する官品を
自己の用に供したるものなれば瞥見監守盜の
如くなるも、凡そ給與品は保存期限内に在て

一種云ふ可からざるの痛苦を意想に感じ心自から四
方の青山に照殺せられて所謂座禪の理法一心に歸し
以て自己の罪なるを覺るを得るにある搾衣法あり
時に發狂囚あり官吏を罵り監房を破潰し亂暴浪藉至
らざるなく其危險云ふ許りかし時の大井上典獄意匠
を凝らされ遂に新規の搾衣なるものを制し之を施し
たりき始めは彼れ尙ほ豪然屈させりしも二三時間の
後は彌や苦聲を發し次に黙し次に官吏を呼ひ且
つ憐れを請ひ頻りに低頭し徐ろに恐入りたりと云ひ
放てり實に彼れか發狂は役業を免るるの巧手段なり
しならんとは

次に見たるは之れにあらざるも罰せらるるを悦び
殆んど懲罰監をして己れの居城極樂とせるものなり
しに將さに期滿て出役の止むを得ざるに迫り態と官
吏に抵抗するの勢を呈したるに際し該具を施したり
しに彼れも亦止み昨年今頃より經過誠に謹慎な
るに歸せり

蓋し此具は濫用す可き者にあらざるは勿論曾て本雜
誌に嗟嘆の聲を聞きたる如きの搾衣の如きは固より
施す可らざる者尙ほ一番謙遜以て云ふとすれば理想
上恕す可らざる議論も生ずる事には相違なし然れど

は所有權こそ官廳に存すれ、其占有權に至て
は既に給與を受けたる人自身に移屬したるも
のなり從て自己の占有内にある物件は竊取す
るを得ざるものなれば之を以て監守盜となす
を得ず委托物費消罪を以て論するを至當とす

第二説 看守盜を以て論す可し(刑法第二百八十
九條)

理由 官吏が其職務を以て官物を占有するは官
吏たるの身分を以てする者にして固より一私
人の身分を以て占有する者に非ず故に其職務
以外の所爲を行ひ其物件を一人の利益に供
する如きは即ち甲者の占有物を乙者に移すと
其趣を同ふするを以て之を竊取と稱するを得
べし猶ほ官吏が其管掌に係る文書を作るに際
し自ら偽りの事實を記載するとき之を文書の
偽造となすに其意を均ふす(刑法第二百五條)

要するに本案第二百八十九條監守の物件中
には官署の金庫等に在る物件を保管するのみな
らず現に占有する物件をも包括するものなり

●質疑

在濱 天外 生

今茲に重禁錮二年に處せられたる一囚人あり第一審判決は明治廿六年十月廿三日第二審判決は同廿七年十二月七日にして上告棄却は同廿八年二月十五日なり而して檢事は第一審判決の日より第二審判決の前日迄の日數四百十日を扣除し上告棄却の日より刑期を計算し執行すべき旨指揮せり然るに在るべく未だ調日に達せざるの理由を以て計算するときは廿八年十二月卅一日満期となるべし之れ孰れを以て正鴻を得たりとなすか

● 頓珍漢君に答ふ

在信濃 漢 洲

一 數刑執行囚に對し獄則處罰を繼續執行することを得るなり

二 携帶乳兒に間食物の差入及購求を許すも差支なし三 歐米人の在監人日本流に正座する能はざるは習慣の然しらむる所是れが爲め賞表附與妨碍とならず

● 研究生に答ふ

全

甲 縣看守は乙 縣看守に轉任するを得るなり

● 廢眠主人に答ふ其一

全

執務中の官吏に向て馬鹿野郎穢多と罵りしものある

時は此者刑法上如何なる制裁ありやと即ち違警罪の制裁あり本問は刑法第四百四十一條官吏侮辱罪を構成するものゝ如く見ゆれ共似て非なり該條は官吏の職務に對し侮辱を加へたる場合にして本問の如き職務にあらすして其人に對し罵詈したるものなれば刑法第四百二十六條十二項に該當するものなり

● 全 其二

全

御料の財産に對し損害を加へたるものある時は何如なる裁判所に如何なる訴を加害者に向て起すべきやと則ち普通の裁判所區裁判所地方裁判所に向て賠償若くは返還を要訴するなり其犯罪に起因する時は刑事に付き告發し併て損害の賠償贓物の返還を訴追すること通常民事の訴訟に異なるなし

● 洋々散史に答ふ其一

全

判決に對する檢事の控訴期限は其對審と欠席とに論なく五日間あり、然るに欠席判決を受けたる被告人其言渡の當日欠席判決ありたることを知りたる場合に三日内に故障又は控訴を爲さざれば其判決は確定するにも不拘檢事は五日の控訴期限あるを以て一方には確定したる欠席判決を攻撃するの不都合を見るべきやと問はるゝも本問の場合に於て三日内に被告人

雜錄

● 戰後工業策

昨日日清平和破れ兩國交戰の事起るや東洋貿易の途幾んど遮斷の現象を呈し監獄作業にも影響を來たし海外輸入に係る素品の購入に差支ひ又製品にして外國發賣に屬するもの、販路を失ひ幾多の業種を廢止するの止むを得ざるに際遭し加之ならず其既に製作したる物品は之を倉庫に滯積し頓に囚徒使役の方法に困難を感し且つ經濟上容易ならざる迷惑を受けたることは疑もなき事實なりしに本年四月馬關條約の整ふたる以來漸く其障碍消散し舊業再興の計を爲すに至りたるは寔に慶すべきなり而て三國干渉の結果遼東半島は敗國に仁惠したれども南海に一大領地を產出したる事なれば將來臺灣島に運輸すべき物品巨多あるべく亦た該地生産物にして内地工業素品に適當なるもの尠少なからざるべし此の時機に當りて獨り投機家にのみ奇利を護得せしむる必要なかるべしと信す殊に恐る貪慾利奪を以て高名なるチャンタ々々

故障又は控訴せざるを以て直ちに確定するものにあらず矢張り檢事の上訴期限経過を待たざるべからず對審にあつては檢事も被告人も上訴期間は同一なれ共欠席の場合に限り被告人は三日内に故障又は控訴を爲さざるを得ざるを以て其期間を経過せば最早や上訴(故障も)をなし得ざるに止まり直ちに確定するものにあらず訴訟の當事者たる檢事の上訴期限を五日経過し始めて確定するものなれば確定判決を攻撃するの憂ひはなきなり

● 同 其二

全

欠席判決に對し被告人故障を申立て更に欠席したるときは再び故障を申立つる能はざるは刑事訴訟法の規定なり此場合に於て尙ほ五日内に控訴をなすを得るや否やに付ては勿論爲し能はざるなり抑も故障期間に故障をなさずして扣訴を許すは變例に屬し輕捷的便利を與へしものにして故障期限は即ち控訴期限に同じ刑事訴訟法第二百三十三條第二項再び欠席したるものに故障を許さざるは即ち控訴をも許さざる精神なり

坊輩に壟斷を私せられんことを是れ國家經濟の上に於て大に憂ふべき事なり是等の事に就ては監獄當局者に於ても注意考案あらん事を望む這は平常忌避遠慮する所謂民業奪略的問題と大に其趣を異にするものなれば決て躊躇するに及ばず宜しく島狀を査察し該地の需用物は監獄製品を供給し又従來海外品を以て工業材料に充たるものにして臺灣地内に在るものは成るべく内地より之を求むる方針を取り度ものあり支那のチャン／＼等と工作品を競争するには囚徒の使役最も適當ならん何んとなればチャン／＼如何に卑劣奇計を運らすとも勞力賃に於て敗を取る心配を免れはなり今や我邦戰勝の光榮普く世界に照々たるに共に富源擴張の必要に切迫せり八万有餘の囚徒を使役する監獄作業の事なれば此際幾分か新規方法を臺灣に取り得べきものあらん其筋に於ても探究計畫ありたきものなり

●從軍布教使豊田巍秀君の殉死

在大阪 洋々 散士

眞宗本派の特派從軍布教使豊田巍秀君は明治廿八年九月十四日日本願寺より布教の爲め臺灣へ從軍出張を

爲め小野島行蓋長尾雲龍の西氏と同行して臺灣に至るや間もかく病没せられたり呀氏が群馬縣教誨師たるや當時獨身にして只教誨を是れ事とせしが其後令閨を迎へ一女を掲げたりしと聞さしが今や氏は此の愛妻愛子を置いて獨り黄泉に趣けり嗚呼悲まざらんとするも得可んや散士は爰に悲嘆の餘り一文を草して氏が靈魂を慰すと云爾

豊田大人のみまかりしとさして
うつせみの世は常なしと知りながら
さのふけふとは思はざりけり
たさの緒の絶わしとさしてますらをも
袖に涙のせきあへぬかか

●警部看守長俸給増加説に就て

在静岡 平田 嘉兵衛

警部看守長の俸給を増加すへしとの議當局者間に唱導せられ早晚其の實を見るの日あるへしとは本誌記者の紹介に依りて余輩の耳朵に達しぬ素より風説に過ぎずして今速かに之れか是非を論評するか如きは早計の譏りを免れずと雖ども事苟も司獄官の待遇に關し輕々看過すべからざるものあるを以て聊か言説

申付けられ同年十一月七日南進軍に従ひ澎湖島岬に停泊中發病し全十三日澎湖島避病院に於て死去せられたり嗚呼曩には下間鳳城氏を失ひ今亦豊田巍秀氏をして黄泉の客たらしむ散士之を聞き潜然涕淚轉た禁する能はず散士が群馬縣監獄署に在職するや氏も亦同縣監獄署の教誨師となり銳意熱心に監獄囚徒の改過遷善を計りたり然るに前教誨師某なる者殆ど一々年の長病にて監獄教誨は殆ど地に墜ち有名無實の姿なりしが前教誨師の死没するや豊田氏代て後任者となり乱麻の如く紛亂したる後を繼ぎ着々監獄教誨の改善を計り明治廿四年十月十三日教誨師に任せられてより廿七年十月十日の辭職に至る迄滿三ヶ年間に於て爲したる監獄教誨上の事業として見る可きもの多々あり而して氏が群馬縣監獄教誨を辭するや去て大坂府監獄の教誨を囑托せらるゝや常に散士と相來往して談論せしが本年二月廿七日日本願寺よりの電報にて遂に本願寺の教務科注記に任せられたり嗚呼此の行や氏と永遠訣別するの時期ならんとは懷舊の情轉た禁すること能はず既にして氏は教務科注記を免せられ廿八年七月十三日五等巡教師として神奈川縣濱濱市に駐在せしが偶々本願寺の命に依り布教の

を試みて其是非の豫斷を下すも強ち無益の業に非ざるへし
所謂俸給の増加とは其最下限を九級俸若くは八級俸上と爲すに在り而して其理由とする所は警部看守長の職は一定の制服を用ゐざるべからざるものなるか故十級俸位にては之れか調整に困難の事情あるか故なりと云ふに在り果して斯くの如くんは余輩聊異議を挾まざるを得ざるなり
抑も該官職には一定の服制あるを以て十級俸位にては之を調整するに困難の事情あるは余輩も亦之を認むる所なりと雖も而かも之を理由として一般俸給令に格段なる特例を設くるの必要存するや否大に疑なき能はず蓋し國家政務の機關は復雜繁多にして從て其職務に輕重難易の別を生ずるは自然の結果なり而して政務機關の分擔愈明なるに從ひ其輕重難易を斟酌して俸級の多寡を定むるは乃ち經濟の法則に適ひたるものにして所謂職給制の起る所以なり然れども此の如きは乃ち國務大臣以下部局長位迄の範圍内に於て適用すべきものにして部局長に隸屬して庶務に從事する屬官に適用すべきものに非ず何となれば屬官の職務は其官職の異なるに從ひ彼是多少の輕重あ

るへしとは云へ齊しく是れ屬官なり其間項少輕重の別を立てし細かに俸給の多寡を争ふが如き事實の必要を認めざるなり若し強ひて之を爲さんと欲せば寧ろ一步を進めて其各人の従事する事務に就き逐一輕重の分量を豫定し以て之れが俸給を定むるの眞に經濟の法にも適ひ而して事實の公事なるに若かざるべし而かも斯の如きは實際不能の業なりと云はざるべからず故を以て右等の屬官は俸給に其最下限と最上限とを定め適宜其範圍内に於て支給する方法に依るを相當となさるへからず現行俸給令の規定及び官制に官職の如何に依り其多寡を設けざる所以實に此に在て存す況んや俸給を増加すへしとの理由は直に職務の輕重難易を標準としたるものに非ずして服裝に困難なりとの事情に出でたるものに於てれや是れ余輩の第一に異議を挾まざるを得ざる所以なり若し夫れ斯る事情あるか故之を補助すへしとの趣旨に出たるものとせば獨り警部看守長に止まらず尙ほ他に之れと同一のものあるべきを信す假令ひ是等の事情は急迫にして避くへからざるものなるか故實際補助するの必要ありとせんか服料を下賜して可なり何ぞ格段なる特例を設けて官制上に其職責の輕重難

易を示さんとするか如き必要あらんや凡そ特例は不平等の實相なり而て不平等は容易に之を認むるを許さず警部看守長と屬書記との間に斯る不平等を認むるの必要ありや若し警部看守長の如きは職務上他の屬官とは迥かに職責重く從て特別の能力を有せざるへからざるか故之れに對する報酬も亦從て重からざるへからずと云はんか余輩は先づ主觀的に其人の材能如何を豫定し而して後之を給せよと曰はんのみ

●遭喪四人に就て予の見る所

原 胤 昭

前號の本紙上、父母の喪に遭ひし四人の免役に就て雜錄あり、一讀予が頭腦は左右に動けり、知らず口尖に叱々の音を發す、蓋し其見の異なる斯くもあるものかと思へばなり、記者の何等の職任に當て囚人を觀察せらるゝ人なるやを知らざれと予か曩に教誨の席を汚して之を觀察せしものとは大に異なるものあればなり、勿論遇囚法如何に起因して生し來たる事態なりとは云へども若しそれ囚人の心情にして斯く定案すべきものとせば予は實に囚者のために悲まざるを得ず同情の念眞に止み難きなり、

記者は云へり、目今監獄の實情を目撃するに（一監獄署には非ず）免役三日間は他の一房に獨居正座せしめ毫も其坐を崩さしめず又た堅く其姿勢を乱すことを禁せり是故に父母の喪に遭ひ免役を與へられたるものは三日間は正座のために苦められ却て處罰せられたるか如き心地し懐しき慈親の死去を悲しむの情も正坐の痛苦に制せられ懇篤なる教誨師の教誨も亦た其痛苦のために壓せられて雷に教誨の其耳朶に及ばざるのみならず、苦痛の情は憤懣の情に變してやぶれかぶれの焼腹となり果すに至るとは確然たる事實の余輩に示す所、と嗚呼哀い哉囚人の心情は斯かるものなるか、予が小經驗は悉く其正反對にありしなり、

予は囚人の父母、父母のみにはあらず兄弟姉妹、兄弟姉妹のみにはあらず伯父母、その訃音を囚人の來信中に見る幾回見るも悲歎の情を動さると無し、實に監禁隔離の囚者其れ自身に取ては親戚故舊に死別するはと悲歎痛哭するとは無し實に再會を期し出獄を待ち望みし者に死別する情の切なる之に若くものなき道理なり、されば囚者其れ自身か訃音に接するよりも予輩は先きに職務上之を閲見し囚者の悲痛

を同情し哀悼に堪へざるものありしなり且つや彼が父たり母たる者をして愛子再會の歡に入らせ囚者出獄後の直接保護者たらしむる好材料を失ふの憾あればなり、囚者の悲歎も亦茲にあるなり、故に三日の免役決て冗長ならず、予か歴見せし者によれば三日間には夫々心を盡し文を案して哀悼の吊詞を發信し又は舊罪を謝し又は墓堤所に向て香花料を贈る出願等のとあり教誨師の臨房教誨するのみならず種々の要件に向ては特に教誨を求め訓導を請ふ等のとあり追想回顧、悔悟慚愧の餘り整座默想は自ら生じ來るかの如くに認められつゝありしなり、

予や幾十幾百の免役囚人に會したり、時に痛哭悲悶の情勢により發病又は自殺等の事のためには氣遣ひし事は無きにあらずれ彼の記者が云はるゝ如きやぶれかぶれの焼腹さぞには唯の一回も出會せし事あらず、況してや免役中犯則を構成せし者ぞとは今回承るが始て、恐くは始ての終りあるべし、之を處するに異例の可及的寛大を以てし慰愈的に作業を與へなば可ならん杯とは思も附かざる事なりし、斯かる事固より事實は事實なるべくも深く囚人の心情を看取せば未だ盡さる處なきにあらざるかもしそれ

海外通信

●巴黎萬國監獄大會議につきて

在米 薇 樵 夫

新約克「アウトロック」毎週新報より大會に關する記事を譯す

惟ふに滾車走り、火船動く第十九世紀の今日、世界の事情、及知識を見聞する敢て難きにあらす。雖、斯業斯學に關する新運動、新思想を知らんと欲せば萬國監獄大會に臨むか、若くはその議事録を讀むに若かざる可し、左に報する所は一片の記事に過ぎず。雖、開會中如何なる精神が活動し、如何なる思想が行はれしかを知るに足らん、世は浸々として一日も休退せず、粗より精に、舊より新に進む今日、我が大日本帝國監獄改良の前途をして妖雲を以て蔽はしむる勿れ、世界が幾度か失敗したる舊主義、舊處遇を以て希望に充つる我監獄界に繰りかへすこと勿れ、今や世界は我を先にと新主義を案し、新處遇を設けて改良上の月桂冠を爭へり、史を案するに復讐主義は恐嚇主義に代り、恐嚇主義は改良主義に倒さ

思ふ。

觀察、至密ならずんば予は切に望む斯る議論の世に公にせられざることを、看よ今や吾が監獄界は精神的觀察の時代には非らず有形の目前卑近の形狀に由て事を速了せられつゝある時にあらずや、故に予は切に囚情を細かに觀察して以て論出せらるゝ教を俟つものなり、もしそれ記者の立論が事實より構成せられしものなりとせば正に之れは其責を治獄の任に歸して可あらん、規律教海の不完全に歸して然るべきものならん、

囚者も人なり、豈に父母の喪に逢ひ一滴の涙なき木石ならんや然るに人生無二の大節に當り之を痛ます倦厭退屈三ヶ日を消すに倦み免役の本旨に反する悪行隱謀の爲に供さしむるとならは之れ平生素養の足らざる結果と見て敢て不可なかるべし、斯に至らば囚者を責るよりも先きに治獄の改良を圖らざるを得ざるべし、予は實に根本的治獄の改良を絶叫す、故に當に被治者を責るを先きとせず治者を責るに平衡し總て改進の歩調を揃ゆるは一大緊要のとならんと

れ、而今や防制主義大に識者の唱道する所となりたり、かゝる時勢は吾人をして一日も舊態に安んずるの不利なるを教ゆるにあらずや、戰勝の一事は日本帝國を九天の高きに擧げたり、明治三十年以後西伯利亞鐵道「セントピートルスボルグ」と「ヴフラツォストツク」を一貫するの曉には英佛、獨魯、米は言ふも更なり、世界は使を派し、人を送りて極東旭日の輝く所即ち我日本帝國に於る監獄改良の良否を驗せん爲に接踵絶へざる可し、此時に方り歐米人をして我監獄界に導くに躊躇するの弱みあらしむ可らず天の未だ陰雨せざるに當りてかの鼻を網繆するは賢者の事なり、我國に於る監獄改良の聲や高しと云ふ可し、内に眼を開きて外に知識を需めざるは智者の策にあらず、我を知り彼を知るは處世の要務、監獄改良豈亦此理に洩れんや、

どかく、我等が愛する斯業をして退歩の徵候を顯はさしむる勿れ、進んで止まざるは天の則、地の理、人の常なり、我を知り彼を曉る此間進歩の精氣胎胚せずんばあらず、讀めよ讀者諸君左の報道を、刑學上の問題に關する萬國監獄大會は五年目に一回會合することあるが同大會は本年巴黎府に開設せられたり、その目的は刑理學に關係する重大の思想を携へ來りて討論熟議するにあり、之を精しく言は、犯罪人の處遇並に犯罪、流浪人、惡少年、飲酒、賣淫等を如何にして防制するかにあり、

本年各國政府より代員を派遣せしは二十五ヶ國にして、代議士の數は四五十名ありき、然り而その目錄の夥しきこと七百五十問題なりと云、巴黎の人々は代議士を優遇すること二週間にしてその待遇や頗ふる丁寧懇切なり、

嗚呼敬愛する司獄官諸君並に同業の友よ、我が光榮ある明治聖代に於る監獄改良をして後世出て來らんとする司獄官並に慈善家をして明治監獄沿革史を讀むに憂心あらしむる勿れ、吾人は少くとも彼等をして斯業の爲に激勵し、勇躍するの基礎を据へ、活模範を示さる可らず、今や鷓鴣一聲を歌ふて曉天紅

大會は内務大臣によりて開會せられ他の各大臣皆臨席せり、開會に先ちて議する問題及順席は布達を以て日々出版されたり、

大會に於て讀む能はざりし論説及文章は之を他の論文議案と共に編輯して出版することなし、かゝる論文の編輯は今や重要なるもの丈にても六卷の書籍

として出版されんとす、又以て盛んなる知るべきなり、世人の尤も困難とする社會學上の問題は此の書中に編纂されたり、その問題は會議中に討論したるものにて學術的眼光と人情情的、宗教的主義を調和したるなり、而最も大切なることは刑法制度中に宗教要素の欠く可らざるを議決せしことは是なり、魯西亞政府派遣の代議士セムガルキチウラスコイ氏は大會開設の前西伯利亞流刑地を巡閱し、而西伯利亞流刑制度を大會に報告せり、その結果として魯國政府は監獄管理上野蠻的處遇を改正するに至りたりと云ふ、薇峰曰く去る九月三日國民新聞雜報中に左の記事あり、事荷も茲に關するあれば摘録して參考に供せん、

●西伯利亞を流刑地とするを止む 露國司法大臣ツラヴェー氏は今後普通の罪人を西伯利亞に送ることを止め貴族及び紳士の犯罪者は西伯利亞に送るも其他は極北の一部に限る可きことを宣言せり此目的は西伯利亞に自由殖民者を招くにありといふ

を以て預しめ報道せしを以て茲には重複せざることをすへし、本年は南部コロラド州デンヴァー府にて開設せられたり、既に大會よりは余にも懇切なる案内ありたりと雖都合を以て欠席せしは千載の遺憾なりき、故を以て精細なる報道は素より余の能くする所にあらずと雖、友人バット君典獄スコット君等臨會せられ何れも昨夜踏監されたれば兩君の談話及他の二三新聞に掲載せし材料を基としてその概略を讀者諸君に報告すべし

大會の期日
は本年九月十四日より十八日まで都合五日間あり、
會場
はデンヴァー市内ロッキング井ーン町「ブラオンプレス」旅館なり、同旅館は會議と云はんよりは寧ろ大會本部と呼ぶこそ適當なれ、會場は中央長老教會及其他一二の箇所なりき、

來會者

來會の委員は百二十二人にして委員を派遣したるは二十二洲なり即北はホストン南はサンフランシスコ其他ミソタチキヤサス等より來會したり、大會の書記ミソガン氏の談話によれば大會設立以來未曾有の

亞米利加政府より派遣委員中には大將プリンコルホツク(薇峰曰く氏は米國監獄大會議の議長にして米國にては斯學事業に頗ふる重味ある士なり)少佐マクローリー(氏は前にはシカゴ府の警部長にて現今イリイ州の典獄なり)博士チャートン、チールーイス(氏はニウヨーク監獄協會の會長なり)の諸氏は不定刑期及條件附裁判制度に就き大に氣焔を吐き大會をして感激を與へたり、世は初犯者及悪少年を道理的に處遇せんする傾向につき大に同情するもの如し、監獄は最早舊態を脱して、在監者を送往的に改造する所、寧ろ刑罰を主とせずして不完全なる犯罪者を完全に矯正する場所との觀念は世の同情をひき起しつゝあり、薇峰曰く世は初犯者及悪少年をより以下終りに至るまでは頗る譯し難きにつき意譯せり、(原文略す)

●米國監獄大會議

在米國昆加留土監獄 薇峰 樵 夫

該大會は毎年米國大陸の一大首府に於て會合するものにて、その起原、目的等につきては昨年監獄雜誌盛會なりしと云ふ、本年は當米國よりは多數の委員巴黎萬國大會へ派遣されたるを以て此等人士の報告演説は殊に盛大を加へたりと云、九月十四日(土曜日) 市内中央長老教會堂にて開會せられたり、

牧師ユーセル氏の祈禱と共に集會は開かれぬ、コロラド地方委員判事長ヘート氏の歡迎演説の後、知事マクインター氏ハ洲を代表して大會を歡迎せり、市長マクマリー氏はデンヴァー市を代表して祝辞を述べたり、而大會の議長將軍プリンコルホツフ氏は年會演説を例の如くなせり、プリンコルホツフ氏は巴黎萬國監獄大會に出席し、後三ヶ月を歐洲大陸監獄視察に費やされたれば演説の材料は多くその旅行より來れり、その骨ねども云ふべきは米國は監獄改良上には少からざる効蹟ある國にて分房制度と云ひ「ヤーポルン」制度と云ひ(薇峰曰く「ヤーポルン」制度は晝間工場雜居夜間分房なり)「エルマイラ」制度と云ひその組織は米國之を實施して今や歐洲各國は之を摸倣せり、然りと雖今回余は歐洲各監獄を視察し、得たる所は歐洲監獄は概して言はく組織的なり是れ米國の及ばさ

る所此點は米人の大に習ふ可き所なり、後デンヴァー市民は大會員一統に丁寧なる響應ありて會は散んせられたり、

同十五日(日曜日午前の集會) 十時三十分

コロラド大學校長スロカム氏の説教「慈善の中に於る正義の要素」同午後教誨師あり、ヨミガム洲獄の説教教誨師ヒーコッククス、スチルウオーター監獄教誨師アルホルトの諸氏等短演説ありたり、此間コンコルド監獄のバット君は會長を務めたり、同十六日(月曜日午前九時) 大會は一致教會に開かれたり、

費府東監獄典獄キヤシデー氏の會長にて第一、ヨリエット監獄の典獄少尉アレン氏は「監獄作業としての官司業」第二、ミチソタ州典獄ウオルブアー氏の「地方監獄に於る假出獄制度」第三、ボストン府出獄人保護協會のスペルデン氏の「マサチューセツト州に於る不定刑期制度」及イリノイ州マクロリー氏の「ベルチロン」制度等の論文は朗讀せられたり、

午後二時の集會 教誨師の集會「教誨師の責任」ヒーコッククス氏「犯罪を防制する城砦」アルホック スウィツツランドは出獄人保護會としては世界に好模範を示せり、出獄人を救護するには簡人的誘導によるものなりと云ふ、而世界中最も悪しきはフォースツリアの出獄人保護協會にして出獄人百分比例の六十は再犯せりと云、

北米合衆國デツロイット市のダーカンベル夫人は自己の設立せし協會の報告的論文を朗讀し、シンシナチー市のコストル氏は悪少年感化事業につき報告して曰く悪少年の出獄者中百分比例の八十六は改更せりと、

午後の集會 ミチソタ洲牧師クルツカー氏は「犯罪の送往的位置」てふ論文の朗讀ありたり、
下八日(水曜日午前の集會) 教誨師バット君祈禱の後監獄報告會は開かれぬ、
ペンシルヴユニア州西監獄の醫師ランキン氏は「衛生上要素としての清水」を論文朗讀あり、而エルマイラ監獄の醫師ウエー氏は大にこの論文を賛成して演説せり、

全日午後の集會 には感化監獄及其方法につき討論ありたり、此集會にはプロツウエー氏議長にして燃ゆるが如き問題につき一々明答を與へられた

ト氏並に「教誨師としての監獄問題」バット氏等なりき、

全夜の集會 「リーランドスタンヘオールド」大學教授ローナー氏の「政治學と犯罪」及典獄フレッチ氏の「中央政府監獄設立の必要」につき論文の朗讀ありたり、

十七日(火曜日午前の集會)

教誨師ヒーコッククス氏の祈禱の後(第一)ミシガン州獄の典獄チャンボルレン氏の「人情主義と嚴格」(第二)ケンタツキー州獄の典獄ワッシュ氏も同意の論文を朗讀せり(第三)リツチミンズの典獄リン氏は「過酷を意味せざる矯正的刑罰」(第四)費府東監獄キアシデー典獄の嚴正分房制度等の論文演説ありたり、

全日午後の集會は 出獄人保護問題につき常置委員の報告ありたり、委員長バロス氏不在につき令夫人は主人に代りて報告を朗讀せられたり、この報告は甚だ長きものなるが要する所佛蘭西スベイン、フォースツリア、ハンガリー、スウエーデン獨逸、荷蘭土、北米合衆國等の出獄人保護協會に關するものなりき、

り、此集會は大益ありたりと云ふ、正式の集會閉會後は格を崩して面白く愉快なる集會はコロウド温泉に開かれぬ、後ロツキー山頂「バイクスビイク」に登山し頗る豪遊を試みたりと云、
右は大會の報告につきて梗概のみをり最後の集會即十八日には刑法改良、警察事務に關する委員の報告及論文の朗讀ありたりと云、

教誨

● 囚人感化の實蹟を求む

東京青山 原 胤 昭

監獄學會雜誌記者の寛宏により屢は拙稿を本欄に壇し微意を大方に告ぐるを得たるは予が望外の光榮なり、予や今不幸にして閑散の時を得、帝都の西岳、青山の樹下、矮屋の破窓に對し机に向ふ、周邊存在するもの又監獄の書冊のみ、偶々散見する監獄學會雜誌第三卷第十五號を歴讀して教誨の欄に達す、岡山千輪性誨師の玉文あり欄首に編者の紹介文あり、此の欄は客月京都に於て開かれたる中央府縣監獄署教誨師聯合會決議の結果として其請求に依り設

けたるもの……

稟れ明治廿五年十一月の刊行たるによりこゝ本年末に至る三年と二ヶ月、雜誌の冊を重ねる三十八、此間掲載せられたる文稿四十有餘、内十分の七は予が知友の手に成りしもの、残る十分の三中實に本欄設置の請求者たる諸君の手に成りしと思ふ文稿は單に一のみ直接に教誨の職に在る人の文稿と見るもの二三、豈に本欄設置の請求者に在ては初志に對して耻なしとせずや、恐くは中央府縣監獄署教誨師聯合會に列席せられたる諸氏の今其職に在る人無きには起因すべけれども尙其職を繼かる、諸氏在るからには其志を繼ぎ本欄紙上に高教を掲げ以て予輩を訓教せらるゝと無かりしは近頃、遺憾の至りとす、予今や閑散、時あるを以て所懐を繰述し敢て大方の教を乞はんと欲す。

直接に間接に監獄教誨に意を注がる、諸氏足下よ、今や吾か事業は如何なる時運に際會しつゝありとせらるゝか、悲哉、教誨は無視せられ、教誨は無効視せらるゝ時に遭へり、苟くも斯道に志す予輩豈に黙々看過するに忍ひんや大に勤めて世を警醒し反對論者を打破せざる可らず、論せんと欲する處、説かん

經驗により成効せし感化の實蹟を列擧し、改過遷善、再生の新同胞を紹介するに豊富なるあらは豈に敵勢を碎く尙難うらさるべし、予輩至て微力ありと雖も亦事實の好材料無きにあらねは本欄に掲げて諸君の參證に供すべし諸君亦それを公にし併せて以て本事業の効蹟を明白にかさんとす、諸君それ予か素願を容れ多々其材料を與へ予輩の掲出するものに就ては飽までも其理を推して明解を垂れ以て予輩を訓教し本事業をして活動生地に置くを得さしめよ、恐くは斯道の改進上一大補益あるを致さん、於爰本欄の設置空しからすと云ふべし、諸君それ盡碎一番、筆を禿せよ、予今漫に文を舛して同感同志諸君の贊助を請ひ求むると然り。

雜 報

●慈惠費の支辨

從來慈惠費を支辨し得べき場合は島根縣伺に對し通牒ありし如く改悛の情顯著なる者にして放免の際無資力なるもの、旅費、著用せしむべき衣服なきもの、衣類、放免後生計の補助と又保護會社への補助金

と欲する處多々あり、然れども今は論争の時に非ず唯た事實を以て明證するより外なき時代と知る、蓋し反對論者の取て以て力とする處は學理に非らず理論に非らず唯だ實際を以て論據とすればなり。

予此に文を起すに中央府縣監獄署教誨師諸君に向て云ひしとは云へ予か希望は實に全國の教誨師及び同情博愛の志士に向て求む、苟くも教誨の職に在る者として反對論に凌駕せられ、教誨師をして床の間の置物、教誨堂の木偶視し日曜半日休の式具とせらるゝに至ては誰れか其職に安んずるを得んや、大に反對論を打破し教誨をして活動生地に置かざる可らず、請ふ諸氏足下、内に外に大に斯道のため省慮精察を垂れ給へ、こゝに予輩の諸氏に求むるものは外ならず、則ち教誨感化の實蹟を世に明證する是れなり、諸氏足下には多年の經驗により足下か教導の下、囚人の感化改良して正業に就き履はしき家庭をなしつゝあるもの多々あるべし、其事實を世に公にし而して教誨の正に實効あるを明證する所謂論より證據を以て示すべし、然れども理論の通らぬ世界には其例證も二三を以てすれば、そは兩夜にも星光を見るどありとして齒牙に掛けず、もしそれ諸君が多年の

及亡囚の供養費に充つるを得たるに過ぎざりしも今又囚人に貸與する書籍をも購入設備し置くを得ること、一定されたりと云ふ夫の監獄に必要ある書籍庫も是れに依て漸次設備の運に向ふべきか

●敏誨師に無責任者を容るべからず

教誨師をして感化の實を掲げしめんとならは須らく常設として相當の報酬と待遇とを要し教誨に對する責任を負担せしむべし往々常設以外の教誨師即ち耶蘇の傳導師若しくは近里の僧侶等の望みに任せ常に教誨せしむる處ありて其教誨は管に宗教の擴張誘導に外なきか如し然して囚人に對するにはいつれを夫れと分ち兼ね殆んど兩者對立の位地にありて責任の明かならざること驚くに堪へたるものありと斯の如きは實に教誨の方法を誤りたるものなるべし予輩は宗派の如何を論せず教誨師として常設せしむるときは他の教誨を望むものありと雖も猥りに許可せられざらんことを欲す尤も名僧智識等の臨時に來會せしむるときは特に聘用して一場の教誨を爲さしむるは感化上大に利益の見るべきものあれば是等は敢て不可とするものに非ず前者と混同なきを要するや勿論なり

●北海道の教誨師

基督教會と云へは北海道集治監固有の名稱にして本分監とも悉く基督教の教誨を爲さしめ感化の實効も大に見るべきものありしよしなるが此度従来の教誨師は悉く辭職したるを以て其後を襲ふに佛敎を以てするとになりたる趣教誨の效果は宗教に依らずして人に依るもの多し今後の教誨實功果して如何

●看守宿料給與の勅令

我輩は大に其發令を歡讀す只惜しむらくは發令期限縣會開設に際したるを以て來年度より普ねく施行せられるの運に到らざるを之を給與する地方は物價高貴にして看守の俸給にては其職務の感嚴を保持する能はざる土地に限る趣なるが當路者諸君宜敷土地の實況を精査せられ不衡平ならざるの注意あれ若夫れ縣會の模様依り物價高貴なる縣には給せすして却て生活の易き縣に給するか如きとあらんか看守救濟の道を誤るに到るなり

●携帶乳兒の取扱

入監の婦女に乳兒を携帶せしむるは實に止むを得ざるに出たるものなるか往々親屬故舊の保育養成し得へきものある場合と雖も其母は成るべく携帶入監せ

れたる事はれかり而て其事績は如何少なくも戒護上に於て必ず目覺しき歩武を進めたるには相違なきこと、信するなれども逃走囚の多き事亦近年其例を見ずと聞く果て事實なりとせば何にか是れには別因あらん何んとなれば看守多くして(假令押丁減したるにせよ)囚徒の逃脫機會か多く生したりと云ふ理窟箱さらざればなり或は戰勝の快話を祝し凱旋忠士を歡迎せんと囚徒等も國民的感情の制し難きものありて存する所以ならんか兎も角越獄逃走囚の比較的多かりし理由を見出さざる上は戒護事績に一欠點を殘したる事甚た遺憾に思ふなり

●監獄改築の方針如何

數十年前の所謂牢屋の實体を存するにも拘はらず年々姑息の修繕に徒費を投し暫らく國庫問題決行まで忍ばんと知事も議員も典獄もあきらめつゝ見るも見られぬ舊獄屋へ數十囚を雜居せしめ只管監獄費の國庫支辨案の模様のみを窺ひ居る地方もあるやに聞く果て幾年の後其目的は達し得られんとするか實に安氣なる事にあらずや假令本望意外に速に行はるゝとするも建築改造等は既に着手中の方より繼承せらるへきは勿論なるべし今の時に於て計畫なくんば愈々

んことを欲し官署も亦綿密取調るに暇なく直に之れを許可する有様にして乳兒に對する注意は未だ以て足れりとせず故に携帶せしめたる母にして乳汁寡なく兒子の發育を欠き爲めに差入を許し若しくは乳汁に替ふへき養液の官給を必要として其筋に伺出たる向もあるよしなるか固とより引取りて保育するものなき場合に差入及官給を許されたりと雖も一旦携帶入監したるものと雖も斯かる乳汁不足等の場合には成るべく引取人を需め監獄外に於て生育せしむるの注意あるを要す又入監の際携帶婦女乳汁の有無は十分調査し許否するを可とす夫の乳兒を携帶せし婦女の在監するを見るに乳兒ある爲め刑罰を適正に執行すること難く役業の懲戒、坐作の嚴正、起臥の紀律等は一も其望みを達すること能はず時に或は乳兒を撫育し慰樂となすもの少なからず夫れ斯の如く一面には刑の執行を妨げ一面には兒子成育に害ありて且監獄經濟の上にも不利益多きものなれば當路者に在りては宜敷注意あらんことを希望す

●戒護の事績如何

明治二十八年は監獄戒護上一大革命を行はられたる年なり何をや看守定員を著しく増加し押丁を減せらる後に固るの覺悟なるや否や

●大臣の監獄巡閱

本月九日野村内務大臣は小野田警保局長並に當時出京中なる石澤北海道集治監典獄八田十勝分監長を隨ひ巢鴨新築監獄及東京集治監を巡閱し親しく構造の模様役業囚情等を檢察せられたりと予輩は當局大臣局長等の屢々此舉あらんことを切望に堪へざるなり

●監獄則改正に就て

同則改正の必要に迫れることは今更事改めて述ふるまでにも無之然るに近頃諸新聞に於て本年の中にも發表せらるゝ如き記事を掲げられしが予輩の聞く處によれば監獄則及施行細則中には將來監獄法としての法律ならざるべからざる性質の者あり監獄則として勅令を以て定むべき者あり而して其執行方に付ては從來の施行細則の如く省令を以てすべき者ありて要するに刑法と直接の關聯を有し兩法と其運命を共にすること勿論なれば到底該法改正案の進行を待ち彼れと是れとを同時に發表せざるべからざるを以て今日の所にては其準備としてこれこれ調査中なりと左もあるべきことと推想せらる

●石澤典獄の取調

北海道集治監典獄石澤謹吾氏は過日來上京今尙毎日内務省へ出頭し隨員吏員と共に北海道集治監分監に關する將來の改善策を講し孜々として取調を爲しつゝありと同一行の歸任は多分本月下旬頃なるべしと聞く

●小河君の精勵

曩に佛國に開かれたる第五回萬國監獄會議へ日本帝國政府委員として發遣せられたる小河滋次郎君は益々健全にして會議終了後獨乙へ趣き目下同國モアビト監獄に於て彼の有名なるクロチー典獄の下に在りて恰も同監上等司獄官同一の資格を以て獄務に従事するの便を與へられ且つクロチー典獄に於て所管下級監獄の巡閱機會に之と同行各監を巡視し内外事務に執筆すること全く同國監獄官吏同様に精査研究中なりと(通信參觀)

●臺灣總督府の制度

南征軍も既に凱旋し島民愈々皇國の仁惠に服したれば諸制度も着々整備を要する由にて目下水野民政局長出京し隨行の屬僚を各省へ出頭せしめ諸事打合せ中なりと而して同一行は警察監獄等の吏員を成るべく

等の時季に於て就寢前數時間房内に端坐せしむるは管に苦痛を感せしむるのみならず爲めに犯則者多く出て又は翌日服役に疲勞を殘さしむる憂なきにあらざるに付土地の狀況に依ては臥寢時間の變更極めて必要ならんと思ふ

●木丁年者の就學

十六才未満の囚人又は懲治人の習學に就ては監獄則に明條ありと雖も十六才以上の木丁年者習學の規定なきを以て一般囚人同様の取扱にてありしが是等は服役時間外に於て適宜就學せしむるも差支なき由に聞く

寄書

●前北海道教誨師

茫々たる窮北の荒野、樹木鬱蒼たる未開の天地、拓地殖民の爲めに万事を設てせらるゝの時に當り明治十四年を始めとし重罪囚を渡北拘禁せしむる事となり、明治二十四年集治監官制を改め本監は分監となり當時は石狩國樺戸郡月形村に本監を置き石狩釧路北見十勝國に四分監を見るに至れり而して其最も特

實務家より募集する方針なりとの噂さあり

●護送囚人食糧に付

囚人護送途中の食糧に付昨年宮城縣に關く東北典獄聯合會議に於て一日六合食を給與することに決したるに其筋より六合と限定するは不可なりとの注意を與へられたる由の所本年靜岡縣に關したる同會にも亦該問題提出し結局入合以下適宜給與することに決定し右實行差支なきや否を其筋へ照會したるに護送囚人の食糧は十五年太政官達第十號囚人護送手續第十四條に依るべきものにして監獄則第十八條に關係なき旨回答ありし趣あるに尙ほ地方に依ては此趣意に依らざる向もありとか聞く是れ或は其筋の解議一般に知り涉らざる爲めならむか聊か注意をて一言す

●動作時限に就て

在監人の動作時限は監獄則施行細則第四十九條但書に依り作業上已を得ざる場合は内務大臣の認可を得伸縮することを得る規定なりと雖も服役時間合計に變動を生ること能はざる或に考へ居る向もありとか右は大暑の時或は冬季嚴寒の場合等は土地の狀況に依り寢臥時間をも變更し假令ば起床を伸し就寢を縮める等の變更を許可せらるることありと聞く酷暑大寒

色とせるは基督教信徒の教誨師を任用せられたる事之れなり吾儕漫に其撰を蒙り敢て薄徳淺識たるを忘れ七千の囚者改善の重職を汚せり中霄靜思默念す豈に戰慄私懼せざらんや幸にして勤績今日に至りしもの内には司獄當局者指導の深厚なるあり更に滿天下博愛慈仁の士が後援ありしに依らずんばあらず感鳴何ぞ堪へんや。

近者北海道集治監教誨方針改革の議あり着々其歩を進められたるものあり而して不幸にして吾儕平生の抱懐と同趣ならざるあり終に各自辭職の請願をなせしが幸ひに聽許を蒙るに至れり。人事錯綜紛雜固より一因一果を結ぶ如く平易からんや然れども進退去就を明にし天下交友の知遇に對し吾儕今回の舉措已むべからざるに至りし一斑を概述せしめば

第一、道義教誨主義を採用せられざりし事

監獄教誨の事に意を勞する者は先づ道義教誨の可なる乎宗教教誨の可なる乎との問題に觸着せざるなし吾儕見聞淺狹識見旨味たりと雖も夙に道義教誨を稱導し宗派に偏倚せず専ら道義の赫々たる大光により習癖多々たる囚者の頑腦を打破し再生的新人間となすを以て心となせり不似當らずと雖も又之れ倫理的

教育たるもの徴志によらずんばならず然るに改革の方針宗教教誨の傾あり之れ吾儕の甘じて留任し能はざる第一理由なり

第二、作業經濟に偏重して感化教誨に重きを置かれざる事

今日我國の獄制上到底米洲の如く監獄之れ教誨たりとの理想點に達する能はざるは又語を俟たんや然れども若し夫れ感化教誨は有耶無耶の間に埋没せられ常に戒護作業衛生等均一平等に進歩するの方針にあらすんば到底教誨師の驥足を伸ばして留任するの必要なし透徹の識なく或は誤了の譏を免れざるものあるや知らずと雖も之れ吾儕の處決せし第二理由なり

第三、教誨師としては幾宗派の人物を並用すべきものにあらざる事

吾儕は教誨の教育事業たりと信するを以て過大の重きを宗教に置かず然れども一宗派の人物に教誨師の官職を帯びしむる以上は他宗派の人物を用ゆべからざるを信する也固より臨時招聘教誨せしむるに於ては何宗たるを問はず敢て異議を挾まざるのみならず喜んで然らん事を欲す然れども連袖提携同盟に於て

せんとし好機會を得ば隙に乗じて脱監破獄逃走を企て自欲自望を遂げ社會に大害を流し法網を濳り深く隱遁して渡世せんと欲するの念感は彼等の腦中に充滿し腦髓に感染し居るは我輩の確信する處社會の信認して疑はざる處なりと雖も熟々彼等一己の身上に付之を慮考するに斯の如き感念を維持するは自然勢の免れざる處如何となれば多年の間拘禁の身となり自由は勿論一言一句一舉一動と雖も嚴正なる規律の下に檢束を受け若役するに於てをや多少の苦痛を感するならぬ故に彼等は失念絶望の精神惹起し自棄自放再び社會に出で、到底完全なる生涯を送ると能はず寧ろ自由主義を行ふに若かずと失望落膽するに非ずして何そや然るに彼等は多くは無教育にして野蠻の者なりとは謂へ或は相當の學識を有し或は相當の教育を受くる者ありと雖も久しき習慣に迷ひ隨て思想は惡弊に感動され今日の如き嫌惡すべき思想に變化せしに在らずや邇て彼等の思想を洞察するに如何に惡奸無頼虎狼の在監人と雖も生れながらにして惡心あるものあらんや彼等も萬物の靈長に生れて各自天賦の良心を保持し智覺精神を有する者なれば四千万人の同胞に慘害を加へ愍然の情なからんや社會に

同一の囚者に異派をして毎時教誨すべしとは吾儕其善後に就き其果の存するを認めず狹隘隔離の天地、因情紛乱宗派の紛争を來す豈に堪へんや之れ吾儕は新に並用せらるゝ佛教教誨師と並机其職に當れとの官命に對し辭職せざるべからざるに至りし第三理由也

以上只だ梗概に過ぎず竊想省念吾儕又不敏任務に孤負する多々たり只だ天下一片監獄教誨に意を勞するものあらば吾儕の微衷を看取せられん事を所期する也

明治二十八年十二月
原 胤 昭
末 吉 保 造
水 崎 基 一
牧 野 虎 次
山 本 德 尙

●囚人の思想に就て

網走 山々生

鐵窓の下に伸吟する幾百の在監囚人の思想如何を觀察するに彼等の思想は卑劣にして薄弱愚痴蒙昧無頓着にして狡惡惻隱狡猾にして奸智に長じ吾人を瞞着

害毒を流 法律の恐れあらざらんや、然るに最
愛なる者 至親なる父母兄弟を見殘し牢獄に
成るに至りしもの何そや或は友輩の

教誨に受るものあらん或は腦髓の不發育に出づるものあらん或は遺恨嫉妬に原因する者ある可しと雖も彼の罪質を調査するに過半數は強盜を占む是等ら罪質を思考するに諺に曰く貧すれば貪するの道理其身富有榮達に處して標盜掠奪を醸すに非らずして生路に困難を生し活計に宜しきを得ざるより事此の大害を發生するに至るものならん當時教誨師ありて彼等の惡感念に善良なる道義を以て導き正大公明懇切周到以て獄則謹慎改過遷善の思想に改めんとし直接なる戒護者は嚴正なる規律を以て迫り滿期放免の曉に至り再び犯罪の憂を防かんと苦心するも彼等の感想は千變萬化瞬時間も怠慢に付し寸分も油斷すべからざる者なれば戒護者諸子の最も細思専心注意すべきは彼等の思想感念を看破するの第一の急務なりと信す監獄に熱心ある諸子よ奮て此の道を講究せられよ余の贅言を待たず賢明なる諸子の明知せられる處なりと雖も茲に老婆心を吐露して諸君の高教を仰かんと欲す請ふ宥恕せよ

勅令第五百五十九號を見る

坂大隈 洋々 散士

明治二十八年十一月廿一日勅令第五百五十九號を以て
 巡查看守宿料給與の件を裁可公布せらるる其の勅令に
 曰く巡查看守には土地の状況に依り一ヶ月一圓以上
 三圓以下の宿料を給することを得と是れ誠に全國看
 守諸君の爲め一大白を浮べて之を賀せんと欲す看守
 たるもの此の勅令を見て感泣且つ夫れ一層公務に勉
 励せよ

散士は此の勅令を實施するに先ち一言監獄の當局者
 に向て忠告せんと欲す他なし之が解釋及び適用を誤
 らざらんこと是非なり何となれば如何なる善法良律と
 雖ども之が解釋を誤り之が適用を誤るあらば善法良
 律も徒法に属す豈注意せずして可ならんや抑も本令
 に云ふ處の土地の状況とは如何なるものを標準とす
 るや人或は云はん宿料を給すとあるを以て家賃の高
 下に依て之を定むと是れ大に不可なり本令に宿料と
 あるは一の名稱に過ぎずして其の主旨たるや巡查看
 守は其の勞力に比し薄給なるを以て云はん其の賃給
 を増加せられたると云ふも不可なし然れども今明に
 俸給例を改正せざる故は看守長に於て最下級俸十二

圓あるに看守をして十二圓ならしめば權衡を失する
 に至る故に宿料として之を給す然れども全國同一と
 するときは尙不公平たるを免れず故に土地の状況に
 依り云云とあり此の状況あるものは右の理由に依り
 家賃の高下のみを意味するものにあらず何となれば
 宿料は家賃あるを以てと云はん殊更に土地の状況と
 記載するに及ばずして單に家賃の高下に依りと云は
 ん可かり然るに土地の状況と云ひしは家賃のみにあ
 らずして凡て生活の程度に就て云ひしものなり換言
 すれば生活に欠く可からざるもの、高下を意味して
 土地の状況と云ひし者ならん故に家賃米麥味噌醬油
 其の他普通の衣服等の日用上欠く可からざる物品の
 高價なる土地に於ては多くの宿料を給し之に反し低
 價の土地に於ては少く之を給すへしと云ふに外なら
 ず然れども茲に注意すへきは日用品にあらざして例
 へは煙草、酒、絹布等の如き贅澤品の高價なるも是
 等は人世の必需品にあらざるを以て標準とすへきも
 のに非ずと思考す散士は爰に日本全國何れの土地を
 以て最高の宿料(三圓)を給す可きやと云ふに三府五
 港の監獄を以てせん此等の監獄にして若し三圓を給
 せざるときは地方の監獄は常に最低金一圓を給する

に至らん依て散士は望む本令實施に至らば三府五港
 は是非とも三圓の宿料を給與せられんことを

次に起る問題は宿料とあるを以て監獄官舎の合宿所
 (無家賃)にある獨身の看守若くは自己に家屋を有す
 るものには宿料を與へざるや否やと云ふに本令に土
 地の状況云云とあるを以て一度宿料を定めたる以上
 は其の監獄は公平に之を給與するの精神なり宿料と
 あるを以て宿料を要せざるものには之を與へずと云
 ふは文字に拘泥したるの解釋にして至當の解釋にあ
 らず是等の勅令は制裁法に非るを以て嚴格に解釋す
 可きものにあらず成る可く利益に解釋するを至當と
 思考す

附り散士は現今監獄在職のものにあらず依て散士
 の文を讀むもの局外者の文として常に播讀あらん
 ことを冀望す

「監獄の醫務に就て」テフ論文を

讀みて 横濱 頼 珍 漢

今日監獄醫務の比較的監獄改善の進歩に後るゝこ
 とは既に獄事家の認むる所なり、然り而して今之れ
 が原因を探究せば結局左の二箇の事實に基因するも

のなるを知る

一 常置監獄醫の設けなきこと

如是我聞、堂々たる大監獄の監獄醫にして府縣立又
 は市立若くは私立の病院醫員より派出する所ありて
 該醫員は名は監獄醫なるも職惟れ病院に盡すを以て
 重しとするものなれば監獄醫療上監獄衛生上熱心を
 欠き隨て注意周到ならずと、蓋し此輩の眼中唯たに
 營利あるを知て監獄あるを知らず徒らに診視脈案を
 事とするのみにして又腦中衛生杯の事は夢想だにも
 浮ひ來らざればなり、若し夫れ眞實に監獄に盡すの
 意あらんか終日勤務するも尙は足らざるべく逆も自
 家の藥籠を提げ御得意廻はりをなすの餘裕あらざる
 へきなり、夫れ如斯奉公人の雇醫をして此廣汎なる
 而かも最も困難なる監獄醫の重任を負はしめ以て能
 く之が目的を達し得へしとする乎、未だ速かに答ふ
 る能はざるあり否な寧ろ余輩は其全く不能に属する
 ことを知る、是れ前掲第一の事實が吾邦監獄醫務の
 改善に妨碍を與ふる所以なりとす、

次に余輩をして試みに廳府縣職員録を繕見せしめな

は各府縣共に其月俸拾圓九圓より七八圓に降るの監獄警あり殊に甚しきに至ては月俸僅かに五圓のものを見る、是等は或は常に監獄に出勤せざるより單に手當として與ふるに過ぎざるかは知らざれども監獄本署にして尙且九圓若くは七八圓のものなきに非ざれば斯かる薄給にて強ち時々出勤するものども認め難きか如し、勿論余輩は俸給の多寡に依りて直ちに其人物の如何を判断するに非ずと雖も、凡そ何事に限らず相當なる人を使用せんと欲せば之に相當なる給料を支拂はざる可からず從て相當なる給料を得るものは亦相當なる人物なりと認むるは普通の常情なり、例へば茲に一の器物あり奇木之を影み金玉之れを鑲り管に其觀の美麗なる而已ならず且能く實用に適せり、之を玩へば以て其珍器たるを誇るに足り之を用ゆれば以て家事を助くるに足れり、如此んば人、豈千金を惜まんや、之に反して楞櫟の材、生鐵の質、束ねて以て器となし製して以て具となす、觀既に美ならず用亦少あし、不用の具廢棄の器、人豈千金を抛たんや、蓋し千金の器は千金を投せざれば得る能はず降て百金となり十金となるも亦皆然らざるはなし、然れども時としては十金の器も能く一金を

と雖も其名音の相似たる點より推せば蓋し熱心典獄中の最も熱心なる人なるか但しは又少くも典獄に縁かりの人ならめと考ふ、何は兎もあれ其説能く余輩の抱負と符合する所あるを以て亦聊か井見を吐露して以て論者に同す

●警察監獄は醫師たり良薬たり

ざる可からず 實 村 生

余は本問を講ずるに先き立ち警察監獄なるものは如何なる意義の存するあるかを述べんとす、曰く警察なるものは是れを學理上より説明するときには行政官が法律及び勅令の範圍内に於て直接に壹個人の自由に立ち入り法律の希望する一定の狀況を維持することを目的とする行爲なりと云ふとを得べし此定義に依れば警察の目的たる専ら法律と事實と相抵觸する處の犯罪機關を除去するにあり他辞を以て是れを云はば法律を執行し社會の事實をして法律の希望する如く成立し及び存在せしめんとを欲するにあり」と而して監獄とは國家の法規を濫用し社會の安寧秩序を紊亂したる者をして懲戒歸善せしむるを以て目的とするものにして語を換へて是れを云へば嚴正に刑罰を

以て之を釣し百の十に於ける亦然るものなきにしも非ずと雖も是は之れ俗に所謂「掘出し物」にして決して正當の價値と謂ふべからざるなり其人に於けるも亦然らざるはあし、去れば兎に角醫師たるもの、斯かる薄給あるを見ては吾人は其人物「技術」撰擇の如何を疑はざるを得ざるなり、是れ前掲第二の事實が今日監獄警務の擧がらざる一原因たる所以からんか以上余輩は二箇の事實が以て監獄警務の改善に及ぼすの影響を論じたり、抑も監獄の警務に従事するものは獨り病者の診視檢脈を以て其職を充たしたりとすへきに非ず亦監獄内の衛生諸般の事項に注意せざるべからずとは今更事新しく言ふ迄もなく已に分掌例第三十九條の示す所なり、去れば當路者豫め警心して以上の事實を避けんとを力め荷も監獄の警務をして宜しく獨立の監獄警務而かも監獄の醫療と衛生とを研究するの熱心ある者に擔任せしめ又併せて相當の俸給を與ふるの方針を執らんことを實に肝要なりと信す、

執行し社會の法規存在を確保し是れが改良を補助する處の機關なりと云ふとを得べし

「由之觀は「警察監獄は孰れも法律勅令の範圍内に於て其職務を執行するものなれば職權の期する處大差あるにあらざると雖其趣意及び目的の點に至ては大に然らざるを知らざる可らず請ふ是れより鄙見を述べんと欲す」

予曾て聞く寛裕溫柔足_ニ以有_レ容也、發強剛毅足_ニ以有_レ別也、齊莊中正足_ニ以有_レ敬也、文理密察足_ニ以有_レ理也宜なる哉社會方般の事物に先き立ち是れが整理を執掌する警察官にありては果して此四質を有せざる可らざる乎、予謂らく寛裕溫柔ならざれば以て衆心を容れ難く發強剛毅ならざれば以て執務を遂行する能はず齊莊中正ならざれば以て敬畏を保ち難く文理密察ならざれば以て處務を辨明する能はず嗚呼難い哉警察官の任荷も其一質を欠ぐべらば則ち事に當て躊躇狼狽して遂に完全の執務をなす能はざるや必せり、夫れ然り然らん想ふに警察官の職務たるや一種異別の事務を執るものなれば之に對しては又一種異別の熟練且つ經驗なかる可からず其熟練なるものは一朝一夕に是れを求めんとするも能はず必

すや多くの日月と多くの経験によりて以て警察上極要なる智識を養成し且つ研究せざる可からず其智識を養成し且つ研究して躬行實踐警察の機敏を完ふずる事を得ば警察上に取りては活動神經なりと云も敢て不可なきが如し、今や予輩は警察の爲めに最大紀要に耐へざることあり、曰く、他を以て、一般警察社會の事々物々發現する處の現象を追観するに曩に明治廿四年五月某日魯國皇太子殿下が我が國に來遊あらせらるゝや湖南の兇變、津田三藏は突如として吾人が肝膽を冷かならしむる而已ならず世界各國の視聽を感動して一髮千鈞危機將さに測らざらんとしたりき、加之ならず日清交戦起るや義膽且つ忠肝なる我が兵は炎熱互寒を冒し大奮戰勇闘遂に曠古の偉績を奏し中外皆震ひ神人をして均しく感ずるに餘りあらしむるや清國全權大臣「李鴻章」は諸和の爲め我が馬關に來り上陸するや數日を出でずして狂漢小山豊太郎は射撃の兇行をなせる豈に浩嘆の至りならずや、夫れ然り然れども魯國皇帝陛下及び清國皇帝陛下聰明にして眞個各狂漢の狂行に出でしことを諒認せられたるを以て我が帝國の体面を汚辱すること稍々少しと雖も是れ孰れか不注意にして熱れか不行届

惡むて其人を惡まざる博愛心のある處を領得せしむることを得べく云々と果して信なり然れども是れを實際に徴すれば可言的不行的の感なき能はず如何んとなれば至正ならんとして粗暴に失し嚴正ならんとして苛酷となり慈仁ならんとして私情に流がるゝが如きは決してあるべき筈かしと雖も又勢ひの免かれ難き場合あるなきを保せず況んや獄則如何に善美にして構造如何に完備せりと云ふと雖も職務者其人を得ざるに於てれや當務者豈に焦心苦慮する處なくんばある可らず然れども學識、果斷、剛毅、忍耐、活潑、自重、寛和、嚴正、清廉、公平等の要素を具備して以て神聖なる刑罰を執行し受刑者をして國威嚇々強大にして一個人の微力を以て犯すべからずとの觀念を惹起せしむるときは遂には再犯の慾望を撲滅し矯正感化の實効を奏し良民的社會に伍列せしむる事を得べし此時に當て初めて監獄は眞樂なりと言ふことを得るなり、警察は常に行政的思想を抱有し犯者をして犯者たらしめず犯罪をして犯罪たらしめず犯者將さに爲らんとするに先き立て是れを未萌に防禁して以て行政の目的を達して初めて警察は醫師ありと云ふとを得べく是れ余が鄙見劣想を以て當務者の

きなるかと云はんと欲せば獨り警察官なりと云はざる可からず、就中近來に至ては醜聞四出殆んど耳朶に入るに耐へざるが如し豈に最大痛惱の至りからずや警察官たるもの宜敷果斷の思想を養成して以て、留意、鍛鍊、研究して開化的強國たるの警察官たるに耻ぢざる勿らんとを、次で、予熱々監獄の整否を卜するに進歩的機關の程度及び退歩的機關の程度は果して那邊に存在するや否やは余輩が知得する處にあらざると雖聊か所感なきにあらず、想ふに監獄は犯罪の養成場なり發賣場なり云々と耳にせしとは眞に四五年前の事なりき、然れども日進月歩と共に漸々監獄改良に熱中するもの其數を増加し是れが當務者は汝々汲々として實踐躬行するの折柄ら自今に至ては大に其面目を異にするならん然れども未だ以て完全無欠一點の瑕瑾なきものと斷言すること能はず吾人豈に鍛鍊養成する處なくして可ならんや、予曾て都筑馨六氏の著書を視るに獄務の大要は至正、嚴肅、慈仁の三要素を以て其責任を全ふせざる可らずと、曰く至正以て國家が公義を尊崇する所爲の趣旨を貫徹せしむることを得べく嚴正以て國權の偉大なる勢力あることを感知せしむることを得べく慈仁以て其罪を

一考を煩すと爾り

●再び轉任問題を駁す

神通居士

紀律生てう人予未だ警咳に接せざるも文壇の交り不思議にも容易く其人と成りを知り得たり即ち誹謗に巧み且つ唯我獨尊的の質を帶ふと評價して憚からずそは本誌第十一號に紀律生が予に對する駁論を仔細に讀下せば其當非蓋し釋然たるべし予は第七號の誌上に於て述る如く巡査看守の互轉は制規上毫も抵觸せざる持論なれば今試みに紀律生の口調を借り來つて再び反駁の勞を採らむ乍去退考一番紀律生の如き謬說に再び貴重なる文壇に上るは大人氣なき仕打旁以て一笑に付し顧みざるこそと心付きしかど多くの讀者中或は紀律生の説を信ずると迄は參らずも多少左祖の傾きあらんを恐る啓蒙の責實に居士にありと謂ふべし二十餘年來地方廳が制定施行したる採用規則（後に略して地方時代と云ふ）と先年中央政府が發布したる採用規則（後に略して一般時代と云ふ）とは其人物採用の點に於て如何程の徑底かある孰れも試験法

を基礎とし編成したるに外ならず而るに一般規則の發令を見るに至りし理由種々の原因あるべしと雖も要するに巡查看守の待遇及び職責が次第に厚重となり勢ひ上級官廳の發令を促したるものならん左れば地方時代に轉任を許せしにも拘はらず一般時代に至り轉任を許さざる之れが明文あれば格別苟も一人の志願者にあらざる現に巡查看守を奉じ其初任の時既に相當試験を經其職に在るものなれば敢て試験を爲さず地方長官が適任と認むるに於て毫も規則の趣旨に抵觸するを見ず殊に巡查看守の任免は共に長官の權能に在り而かも兩者の交換を行ふ之れ其の權能の運用にして敢て規則を無視するに非らず

眼を轉じて一般官吏の例を見よ看守長より警部に属に郡書記に互に相轉するを得ざるか如何紀律生にあらざるよりは然りと答ふる痴者は之れなかるべし蓋し是等も皆文官試験規則のあるを忘るべからず然るに獨り巡查看守は同資格を以て待遇さるゝ身分にして轉任するを得ざるは紀律生が口端に遊る規則に所謂試験云々の條項を刑罰法を論ずるが如く嚴格に解したる罪ならん乎

之を要するに紀律生は試験の二字を以て主張し而し

て一般規則の發布に遇ひ始めて兩者互轉の途絶へたりとの論鋒に歸するも予は前條述る如く是迄何れの府縣と雖恐らくは其採用規則に試験法(例外を除く)を用へざるはあし然るに一般規則出て後始めて試験の二字現はれたりとなす歟隨て互轉の途絶へたりと爲す乎論理法は特に紀律生に之を許すや否愚も亦甚しがらすや

于次通牒論に對し紀律生は廿四年九月巡查採用規則の出たる爲め該通牒は一摺の反古に化したりとの論法も餘りと謂へは其附會論に驚入て亦驚出でんとす紀律生よ廿四年八月突如として彼の通牒の出たる理由を考一考せば本問題は容易に決するを得べし即ち俸給の一點に存するや些の疑なし之れ巡查より看守へ轉任の事に及ばざるを以て充分之を證するに足る故に昨年三月迄は通牒に効力ありしは論を俟たざるなり若し夫れ一步を譲り敢て問はん廿四年八月看守より巡查への轉任に幾分の制限を付し翌月に至つて全く之を遮斷し之に反して巡查より看守に轉ずるは廿六年十二月迄自由なりしとの論法は抑も不權衡の甚しきにあらずや法は釋釋の如何により往々多岐に涉るとあり然れども斯る不權衡の解釋は宜しく排

斥せざるべからず

以上辯明する所の理由なるを以て看守巡查の互轉は毫も法規に抵觸せざるものと斷言す紀律生よ刮目再應予が前後二論を參酌玩味し沈思默考して曉る所あり

附言紀律生よ前號に於て予に賜りし卑辭は悉く本論に於て其儘返上す希くは之を諒せよ文明の筆戰は車夫馬丁の放言とは少しく其趣を異にす須らく正々堂々の陣を張つて來れ然らざれば豚尾兵にだも笑はるゝぞかし呵々

●我國の監獄は果して進歩せしか

西海 異山 生

我國の監獄は駭々乎として長足の進歩をなせり着々として大改頁を行へりと或は之を口にし或は之を筆にする者天下實に少しとせず然るに斯る論者は其何等の點に着眼し何を以て爾か云ふやどの疑問は常に余が腦裏を脱却し去らざる所かりし果せる哉余は先般各府縣の監獄に付て其實況を見聞せし所益々余が疑問謂れなきにあらざることを自負するに至らしめたり今左に一二の實例を掲げて之を證せんと欲す

先づ監獄の鐵門を潜り署員の案内に依りて監房工場等を巡見すれば其洒掃の清潔なる器具用品配置の整頓せる其有様は一見忽ち人をして愉快を感せしむるに足る然れども一方囚人が攝生上其飲食食物や衣類等に付き精細に點檢し來れば随分無頓着ある所ありて案外病人の寡少なるに一驚を喫せずんばあらざる事實あることを認めたり

戒護看守が音吐囁哂活潑なる號令を以て數十百の赤衣隊を一齊に動作せしむる様は宛然軍隊の運動を觀るが如し然れども其號令官たる者の言語動作に付ては規律上隨分批難すべきものあり或る時監房柱に倚りて舟子の技を演ずる戒護者を目撃せしことあれは又は懇に囚人と世間話をなして寂寥を慰むる戒護者あることを認知せることもあり常に寂寥と窮屈とに困却せる囚人は大に之を好みすべしと雖も監獄に於ては行刑上の至大欠點にあらざるかと感せしことも實に一兩面に止らざりしなり監獄に押れたる囚人は最も辯舌に巧みなり監獄に經驗ある官吏も亦た辯舌に長せりと曾て監獄學者の説に聞けり果せる哉其言に違はず囚人檢束上となり監獄衛生のとなり行狀視察の方法なり監房區劃のとなり囚人身分帳取扱の

とかり之れか質問を試みるは嘯々として應答頗る巧みなり故に監獄に経験なき素人は皆な其監獄事業の進歩せるに感服せざる者なし然れども能く其言語を咀嚼し來れば則ち取りも直さずパツパ氏の講義を再演するに過ぎざるものにして其場逃れの辯舌的口調たるを發見すべし猶之れを確めしとならば其實地に付對照比較せよ管に且つ答辯の齟齬するところのみならず或は全く事實なきを見出すべし

今試に監獄作業の目的如何と問はし必ずや先輩の士は人を愚弄するとか何とか云つて大なる眼玉を賜はるやも計り難かるへけれども然らば當今監獄の作業は果して其目的に背馳するとなきや又た其作業は果たして懲戒且つ感化の効力を奏し個人的自營の途を得せしむるに適するかを詰問せば恐く御即答には困却せざるべしと想像せし事實少なしとせず

監房の區劃及囚人別異のこども明に監獄則上に規定せる所にして可及的各個人の性質行狀等に付ても亦た別異すべしとの主旨存するにも拘はらず或る監獄の如きは雜居の亦た雜居と云ふ有様にて規則の有無には殆ど頓着せざるものゝ如き感覺を惹起せしともありたり

囚人行狀視察のとは行刑上最も緊要なるとは無論贅辯を要せざる所なるが何れの監獄に於ても未だ満足するに能はず管に然るのみならず或は手敷に流れ或は茫漠として單に人評に一任し去るものあり或は犯則の有無と作業の勤否とを以て真と不真との區別を爲す等のとあり嗚呼何ぞ彼狡黠一片の假粧者を捕へて輕信するの甚だしきや人或は囚人行狀視察のとは元と心理上に關するものなれば至難中の最も至難なる問題にして一朝一夕に評定し易からずと云ふものあり夫れ然り然るやか故に益々進んで之れが講究を爲さざる可からず然るに其不完全なるに氣付きながら之れを至難なりとして等閑に付し去るか如きは余輩頗る了解に苦む所なり監獄の蠱賊とは蓋し斯の如き者なるべし

以上は只た其概要を記述せるものにして悉く項目を學示して是非せるものならず人若し其事實を列擧すべしと云はし余は素より徒に空説虚言を吐露して一時の快を貪らんとせるものにあらずれば遠慮なく學示すべし然れども當途者靜に以上の事項に付て反省せば或は百發に一の的中せるとなきにあらざるべし猶は終りに歸んで切に布望する所あり兎角方今監獄

の趨勢は之れを監獄の用語を以て評するときは改良進歩の時代にあらすして所謂偽善的假粧の時代なりと云はざるべからず之れを以て余は頭初に我國の監獄は果して進歩せるやと叫びし所以なり爾來表面上の粧飾と辨解的口調との弊風を一掃し去り着實的の改良進歩を企圖すべしと云ふにあり

●囚人賞譽勸查期間計算の件

南筑邊 偶生

勸查期間計算方に付明治二十一年十二月五日付元北海邊廳釧路監獄署より刑保局へ問合せたる其第三項要點に曰く有期刑のもの限内他罪を犯し重ねて刑の言渡しを受けたる場合は之れを合算し無期刑のものに至て合算せずとせば其權衡を得ざるも差支なきやと云ふにありしが警保局は明治廿二年一月十九日付を以て實に下の如き回答を爲せり第三項御意見の如く權衡を得ざる嫌ありと雖も合算の道なきを以て十五年を以て勸查期間となし然るべしと本來勸查内規第五條に於て無期囚と雖も十五年を五分し勸查期となすべしと規定せられたる所以のものは確的に無期刑の賞譽期間を定めたるものにし勸查期の上に於て

は有期刑と更に差違あることなし去れば警保局の回答に無期刑に合算の道なしと云ひしは苟も勸查内規を知り居るものゝ共に了解に苦まずんばあらざるなり何となれば確に十五年の勸查期間あるを以て十五年を合算するに道なきにあらざればなり故に警保局の回答に依違し期間を計算せば最も驚くべき奇怪の結果を生じ重大の刑に處せられたるものは賞譽期間の利益を得其輕きものは全く之れが反對の地位に陥り行政上其しき瑕疵と謂ふの外なきなり今試に之れが一例を擧れば甲者有期徒刑十五年の執行中重ねて十五年の刑を受けなは合算して廿二年六月即ち四年六月の一勸查期となり乙者無期徒刑執行中再び無期徒刑又は其他の本刑刑を受くるも依然として十五年即ち三年の一勸查期に止まるを以て甲は多くの年月を要し乙は少年月を経て賞譽の恩典に浴することを得るの割合に當れり而して本体の刑期を比較すれば甲は有期にして乙は無期ならずや無期に輕く有期に重き彼是權衡上の不當不平なる豈識者を待て後之れを知らんや已に内規上實際上照々乎として見るべき理由あり依て予輩は警保局一片の回答に墨守せんより寧ろ公平に行刑上の融和を求むるをこそ適當なる

義務たることを信せり然らば即ち如何に斷案を下さんか曰く有無期刑を問はず總て合算の方法を採り前例乙者の如きは内規第五條に照し二個の無期刑を受けしものは合算して三十年と爲し以て勘査期間を計算すべきと如期内規を解釋するも毫も不當の誹を受くるなきのみならず却て實地に調和したる見解にして且つ初めて彼是の權衡を保ち眞に實譽の實を擧ぐることを得へし予輩竊に望む正理の存する所條理の伏する所警保局亦蓋し首肯するに吝ならざるを

●時感 空知 吉野 直 矢

親愛なる諸君諸君は今の世にありて最も愉快なるものは果して何とかなすや判任の待遇か將た餘りある俸給を得て毎日を送るの至福なるか蓋し又孔子か歌ひたる如く「發憤忘身樂以忘憂不知老之將至」るの事か何れ世の浮氣者流が花見遊散を以て愉快なりと云ふか如きノンキの事なるべし否な天然の風景は尙は愛す可し然れども管れ風景の佳なるを取りて優逸なる天然の眞理を味わさるは取らざる處なるべしと云ふ意なるなり

近頃新聞紙上散見する勳章の拜受者千軍萬馬の間を

魂の身所謂人も思はしく思ふ乞食たりしに相違なきも來世の今日實に有名なる救世家と賞せらるゝの愉快は眞に愉快に思ふ可きなり

予等茲に監獄にあるもの彼のベスタロッチか如き末世の名譽末世の愉快は思はさるか生ありて物の種唯た今日の安樂あるか説くものは曰く監獄官吏牢屋番誠に卑官のみ宜しく前途有望なる事業に轉じて安心なる生涯を得べしと目から其職を賤むるの甚しきものと云けべし日本テウ神世國は既往已に三十年未來は業に計る可からず今此の長命の世界日本國にありて將來の監獄を思はゞ豈に思はしき牢屋番にあらざるを知る可きなり

一步を誤れば社會の安事を害し一失の懈惰は良民の生命財産を傷害するにあらすや殊に小河氏か著になる監獄學に掲げられたる囚人の情訴を聞け將來の出獄者に對して即ち警察の監視に付せらるゝものをして成産の業を授くるに責任を荷ふ予等に於て將來なすあるの覺悟なかる可からざるなり

其監獄官吏に對する囚人の情訴とは何ぞや曰く予の出獄するや百方奔走して漸やくに一の生業を得たるに計らざりき此の生業は忽ち警察官吏の爲めに奪掠

驅つて豚頭三百を銃鋒に連ね大勝利を連呼したる時の愉快さ或は苦戰創傷天晴名譽ある戰死を遂げられたるの日本武士壯なる哉を思わす知らず唱ふる時の愉快眞に愉快にてありし然れども予は又予の希望によりて諸君と共に愉快を求むるの切なるものありて存するなり

已に諸君の知る處の彼の教育家の大斗ベスタロッチは末世の今日に於てスエスのニウホツクに左の如き名譽ある巨大の碑を以て其精神を建立せられたりと聞けり其正面に

- 第一ニウホツクに於ては貧者の恩人
- 第二ヌエアチに於て國立學校の創立者
- 第四イ、ホルトニ於ては人民の師

又其左右には
 第一人の爲めには萬事を盡し己の爲めには何をも留めず
 第二乞食をして人間の如く住わせん爲めに自からも乞食の如く住めり

嗚呼貧民教育の爲めには危害を虞れず萬難を排し罪人の爲めには一身を犠牲に供して全力を盡したるの大忠臣ベスタロッチ君君は時の世に容れられざる落

し去られんとは彼れは予を監視する爲に來りて余の行狀を審究し同時にまた予の身分は近頃監獄を放免せられて現に監視執行中の危険の人物なるを觸言せり故を以て予は世人よりの畏避嫌惡せらるゝこと一層甚しく終に又一人として予を顧みるものなきに至り勞して食するは天下の通理なり然るに社會は予に勞働を與へず偶々之れを得れば忽ち之れを奪ふ社會は即ち予に迫るに饑餓を以てし予を促して犯罪をなさしむるものなりと囚情實に穿ち得たりと云ふ可きなり

過去何年の前警察に職を奉じ聊か此邊の注意なかりしを悔ゆるも及ばず唯た一片の至誠現在の職を誤らざる今後の出獄者をして此の憂なからしむる事を勉めんと欲して止まらざる處のものなり

左らば何をして之れに當らんや眼を張り髯を撫し政治の得失法制の可否を議するにあらず腕力の大斗英雄も毫傑も其必要なし唯だ精神家慈善家博愛家第二のベスタロッチ君ありて此の目的此の希望を遂ぐる事を得るものなりと信す諸君は第二のベスタロッチ君を以て任せざるか予にベスタロッチとなりて監獄の外内に務め此の可憐の罪囚を保護せんと欲するも亦

大愉快の事なりと云ふを憚からざるなり諸君以て如何とす

●幻夢

道樂生近來腦病に苦しむ、執筆否放言の勇氣なし、幸ひ少しく輕快を覺へしも、發行期日切迫し氣焰を吐くを許さず、偶々同臭珍々漢及改良博士かものせられたる、苦肉の寄稿を得たれば、本項に掲げて其責を塞くと云爾

道樂生 識

●正誤 前號本項中戀歌及其返しと題せし大分囚人に關する項は事實無根に付謹て正誤す

珍々 漢

●搜檢 監獄費國庫支辨論、今は果して何處にか潜伏せる、諸氏夫れ搜檢せよ

●積んで山を成す ものは各課備付の諸帳簿只疑ふ之れ繁文省略の實なるや否やを

●鶴の一と聲 一部の小役人、口在て無きが如く意あつて述ふる能はず、鶴の一と聲、唯々諾々たるもの、之を稱して頁司獄官と謂ふ可き歟、非歟、

●壓制とは何ぞ 云はでも知る野蠻の遺物、怪む

改良博士放言

見苦きものは

自尊典獄に尊大課長

全

實の擧らざる兼任課長

全

老朽の看守長白髮の看守

全

教誨に立會する看守長及看守睡眠

全

囚人の合衆

全

囚人の獨歩構内の奔馳

全

男女區別なき刑事被告人の裁判押送

全

隨行員なき〇〇の旅行並に旅費の獨用

全

來監獄事家の冷遇

全

來監者の傲慢簡略の視察

全

儀式的改良の監獄

全

看守戒護中の雜談笑語

全

區別嚴格からざる巨大の監獄

全

現品に適合せざる倉庫類の掛札

全

女監取締の新蝶に丸鬚構内の日傘

全

囚人獄則處分の日延

全

正限なき囚人の食物

全

獄事に經見なき屬郡書記警部の司獄官

へし今尙は各所に散在するを

●忌むべし 惡むべし御髭の塵、拂ふもの將た幾人かある

●羊羹色の制服 とは看守長今日の着服、服裝改正の閣議、其響影する所亦大なる哉

●看守部長の監督者 は何ん人となるやとの問に對しては余輩は之れを看守長なりと答へんよりは寧ろ看守なりと答へん、蓋し部長は監獄官吏中の最難局、其一言一行悉く看守の批評する所となり此批評時としては大に用ひらるゝとあればなり

●飛んだ間違ひ 就寢時限に受持看守が就寢々々と號令す、新入の被告人粟喰つて喧騒す、蓋し地震々々と誤聞したればなり、一体號令は可成明亮にあらまはしきとにこそ

●監獄の治外法權 在監人中時として治外法權的待遇を受くるものは、稍々小理窟を陳べ立つるもの、又は前きに官途に奉職したるもの、然らざれば今の所謂壯士なり、憂ふらくは是れ刑罰權侵害の非事には非ざる歟

●改良策の片言

清潔掃除の行届かざる監獄

日々點檢せざる監房の監獄

監門看守の老人

男監に接屬する女監

號令の正しからざる囚徒の行動

無責任なる其日暮の司獄官

漂々浮草の如き決斷なき課長

看守と囚人の喧嘩

御機嫌の賞表

死刑執行の際無用の見物人

逃走の多き監獄

感じを與へざる囚人の教誨

病囚の多き監獄の醫士

〇〇と〇〇の色騒動の監獄

(未完)



歐米監獄要録

●久米内務参事官へ通信

(前略)

.....小生事不相變瓦全追々東西の案内相分り候に随ひ何處となく攘夷心の薄らぎ候様覺へ申候先便たしか申出置き候通り此頃中クロチ翁の監獄巡閱に随伴して來因地方各州大小新古の數監獄を視察致し大に参考の資料を收め歸へり申候巡閱は通例三年目に一回の定規と申すことに有之ナカク周密鄭重なるものに有之縣廳所在地に在つては縣知事も終日臨監致し他の地方に於ては知事代理官及び郡長等も列席仕候欠點は一々隱慮なく指摘詰責致し候のみならず尙ほ又懇々其改良法をば訓示候こと誠に斯くありてこそと敬服仕候且つ又其改良方法等に就ては双方の責任を明確からしむる爲め終りに調書を作りて巡閱官始め立會の知事代理官及典獄等之れに署名致し候ことに有之而して巡閱官の内務大臣に對する復命書と申すは此調書に外ならずと申すことに候調書は正副二通を作り正本は巡閱官の手許に收め副本は縣廳若くは監獄に留め置く由に有之此調書に依り各監獄、治獄の整否、一目の下に瞭然致し申候.....

.....小生義は先頃より當地大學へ入學相出來、刑法刑事訴訟法及行政法等の講義、傍聽致し居り申候此外毎週二時間宛監獄學「Ueber heutigcs Gefangniswesen und die neuesten Reformvorschlage auf dem Gebiete des Strafrechts」の講義有之是れは小生の爲めには特に利益を覺へ申候

.....色々御參考までに御報道致し度き事は御座候へども何分にも毎日午前は監獄に暮し午後は大學に參講し終日寸暇無之多忙に紛れ不得止候何れ其内兩三日を費して怠慢の責を塞ぎ可申暫時御寛宥奉願上候(云々以下略之).....

十一月十日

久米尊師台 侍史

小河滋次郎

●小林、櫻井兩典獄へ通信

時下兩台益々御清榮奉敬賀候次に小生事不相變瓦全萬事豫想外の好都合にて取調向何角便宜を得仕合はせ致し居り候間乍憚御省慮可被下候此中はクロー子翁と共に普國南部地方の大小各監獄を巡回致し申候我國に於ける監獄巡閲とは殆んど全く其趣きを異にし監督と申すよりは寧ろ訓示と申す方適當と存候事務上なり遇四上なり建築上かり將た官吏の勤務配置上なり不都合と認め候點は一々指摘して適當の改良方法を訓示し其事項は終りに調書を作りクロー子氏始め立會の縣知事代理及び典獄署名して其責任を明かにする手續に御坐候クロー子氏は此場合に内務大臣代理と肩書致し申候斯くの如くの次第に候間巡閲の効能は誠に顯著に有之統一の改良の目的に適ひ候事と健羨の至りに候總じて小生の實見する所、當國に於ける監獄の事況は善き所は飽くまで善く、悪しき所は極端に悪しく我國の監獄にも遙かに劣り候様なる雜居監獄も亦た不尠、一驚を喫し申候雜居監獄に於ける監督遇四の實況は我國の方、概して遙かに優さり候様被存申候是れは畢竟當國に於ては看守官吏の數、割合に僅少なるが爲めに可有之監督不十分なるが爲めに内部に於ける醜行汚風、實に思ひ寄らざる酸鼻の出來事多く有之申候是を以て見れば我が乱暴なる雜居監獄の周密に行き届き候事は餘程誇るに足る義と心私かに得意を覺へ申候

監獄行政の上に就き普國政府の目下、最も相注意致し居り候點は第一分房改築事業第二保護事業第三囚人教育第四看守俸給の増加並に勤務時間の減少、先づ此四問題が重要なるものに有之看守勤務時間は目下の處、十四時間乃至十五時間に候處、内務省の方針にては十時間平均に改正せしめられたしこのことに有之過般

大臣より内訓を發したるの結果既に二三の監獄に於ては之れが實行を試みたる向も有之現に小生の毎日出入致し居り候「モアビート」監獄に於ても典獄非常の工夫を凝らして之が實行を計畫致し居られ申候然し今日の際既に充分に工夫に工夫を積んで辛ふして十四時間勤務法を實行し居る場合なるに尙は此上に人員を増加することなく勤務時間だけ減少候ことは至難なりと大に頭痛を腦み居り申候看守長などは到底無理の注文なりと匙を投げ居り候次第、然し典獄の意見には是非不日實行すべしとのことに候

小林典獄に御願ひ申度義有之是れは餘の義にて無之候得共貴監獄拘禁の囚徒にて刺續致し居もの多數可有之此中當地に於ける或る刑法學専門の大學教授と會し談、此の刺續の事に及び候處參考の爲め是非贈與を得たしどの事に有之尙クロー子翁も頗る懇望致し候間若し御都合相叶候て至急此寫真數葉の惠贈被下度奉懇望候尙又兩台に御願申度義は囚徒の作業品にて相當のもの(餘よりカサバラぬもの)御見當り被成候て見本品御送付相願度我國に於ける囚徒の手工方程度を示すは實物に依り説明を施すに不如義勿論に有之一般に非常の好評の方に有之何れ其内日本の監獄に關する記事をは起草致し當地の監獄雜誌に上刊せしめ度き積りに有之夫れ此れの參考に供し度内務省へも依頼いたし度き見込に候へども思ひ付き候まゝ不取敢兩所へ對し此義御配慮願たし尤も貴監獄に於ける製作品の内にて御取捨被下度候右は御伺旁々申上度追て其内御詳報可致候得共目下何分にも多忙を極め執筆不得其意兎角何れへも御無沙汰勝ち相成居候間不遑御諒恕願上候勿々敬具

十月三十一日

小河生

歐米監獄要録

小林尊台
櫻井尊台
侍史



● 教誨叢書第四十六輯目錄

十月分 定價四錢 郵稅五厘

教誨

燃え残りし柴
富貴と貧賤

樺戸 原 胤 昭

宗傳

山崎闇齋 (上)
かたくり

東京 護 川 敬 花子

勸温

長壽秘訣十則
板垣伯鸞の人生三誠

東京 戸 川 敬 花子

牛の子別 (挿圖)
四歳の小兒万里を旅行す

毒婦の改心 (挿圖)
人の睦

世間の人鬼なし (挿圖)
ねむり

鏡に對する狗
清露 心の聲

東京 久保木如是心
十勝 朝陽學人

● 本書の代價及爲替

一冊金四錢郵稅五厘の割を以て幾冊分にも前金御拂込に従ひ配達可仕候。爲替は同情會宛にて樺戸郡月形郵便局へ御振込可被下候

● 官衙の御注文

各官衙及各官吏方よりの御注文は御都合により後金にて御送り被下候とも不苦候。各官衙への納本に對する代金請取書案は御指圖奉願候

● 代價御拂込を乞ふ

本書代金御拂込未済の御向は乍御面倒至急御送金被下度第四卷末月にも際し候間本年十二月分迄併て御拂込被下候へは計算上大に便宜を得申候

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 前金五錢五厘(全上)

- 監獄雜誌
- 全署内五名以上購讀ノ向ハ
- 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
- 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケササルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官銜ニ奉職セラル、者ハ其銜名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任 磯村 貞

明治廿八年十二月二十三日發行

發行人兼編輯人

磯村 貞

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
 支會 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會
 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明教社